

<エジプト法務情報>
エジプトビジネス法規ガイドブック

2011年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. エジプトの概要.....	1
1.1 地理と気候.....	1
1.2 人口と言語.....	1
1.3 宗教.....	2
1.4 インフラ.....	2
1.5 法制度.....	3
1.6 政治体制.....	4
1.7 地方政府および行政.....	5
1.8 隣接諸国との関係および自由貿易協定（FTA）.....	6
2. エジプトにおける事業形態.....	8
2.1 駐在員事務所.....	8
2.2 支店事務所.....	10
2.3 株式会社.....	12
2.4 有限責任会社.....	18
3. 投資法に基づく投資の奨励と保証.....	22
3.1 総論.....	22
3.2 投資法に基づく奨励および保証.....	23
3.3 フリーゾーン.....	24
3.4 特別経済地区.....	26
4. エジプトにおける不動産の所有権.....	28
4.1 1996年第230号法律（Law 230/1996）.....	28
4.2 2005年第94号法律（Law 94/2005）.....	28
4.3 2005年第548号首相令（Prime Ministerial Decree No. 548/2005）.....	29
4.4 2007年第350号首相令（Prime Ministerial Decree No. 350/2007）.....	29
5. 銀行法.....	31
6. 通貨および為替規制.....	33
6.1 通貨規制.....	33
6.2 外国通貨の保有.....	34
6.3 外国通貨の購入.....	34
7. 資本市場法.....	36
7.1 資本市場法とその適用範囲.....	36
7.2 エジプト金融監督局.....	37
7.3 証券の発行.....	38
7.4 株式公開買付け.....	38
7.5 上場.....	39

7.6	振替決済制度	39
7.7	投資ファンドおよび従業員持株制度	39
7.8	仲介業者の義務および仲介業者に対する規制	40
8.	労働法制	42
8.1	労働契約	42
8.2	解雇、解約および雇用終了の合意	43
8.3	事業の閉鎖または縮小	45
8.4	健康管理および年金給付	45
8.5	就業規則および懲戒規定	46
8.6	労働組合	46
8.7	外国人労働者	46
8.8	投資法に基づく適用除外規定	47
9.	公営企業法および官民パートナーシップ	49
9.1	公営企業法	49
9.2	官民パートナーシップ	50
10.	入札法	52
11.	物品の販売	54
11.1	ウィーン売買条約	54
11.2	輸入規制	54
12.	消費者保護	55
12.1	消費者の権利	55
12.2	製造業者、輸入業者および役務提供者の義務	56
12.3	供給業者および宣伝広告を行う者の義務	57
12.4	違反	59
13.	反ダンピング法および競争法	60
13.1	反ダンピング	60
13.2	競争の保護および独占的慣行の禁止	61
14.	知的財産法	63
14.1	特許権	63
14.2	非公開情報	64
14.3	意匠権	65
14.4	商標	65
14.5	商標権侵害	66
14.6	著作権	67
14.7	国際協定	67
15.	産業分野別の法律およびビジネスの概況	69

15.1	石油・天然ガス	69
15.2	電気通信	73
15.3	保険	75
15.4	薬事	77
16.	エジプトにおける税務	81
16.1	法人所得税.....	81
16.2	非営利の専門職の利益に対する課税	82
16.3	個人に対する課税 - 給与税	83
16.4	租税条約	83
16.5	間接課税	84
17.	環境法	85
17.1	環境法.....	85
17.2	土壌保護	85
17.3	有害廃棄物および有害物質.....	86
17.4	大気汚染	86
17.5	水質汚濁	87
17.6	海洋環境	88
17.7	その他.....	88
17.8	国際協定	88
18.	紛争解決	90
18.1	仲裁	90
18.2	外国の仲裁判断の強制執行.....	91
18.3	外国裁判所の判決の執行	92

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）およびHELMY, HAMZA & PARTNERS（ベーカー&マッケンジーインターナショナルのエジプト・カイロ事務所）に作成委託し、2011年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜エジプト法務情報＞

エジプトビジネス法規ガイドブック

1. エジプトの概要

1.1 地理と気候

エジプト・アラブ共和国（「エジプト」）は、北アフリカに位置し、100万1,450平方キロメートルの国土を有する国であり、周囲は地中海、紅海、リビア、ガザ地区、イスラエルおよびスーダンに隣接する。ナイル川渓谷地帯とデルタ地帯を除き、国土の大部分は砂漠である。国土の約3%が耕作地であり、約3.2%において灌漑がなされている。農耕地は、一部は灌漑を通じて再生しているものの、都市化および風砂により、現在までにかかなり減少している状況である。ナイル川以外の淡水資源はごく限られており、それ以外に通年利用可能な淡水資源は存在しない。

エジプトは、アフリカとアジアを陸地でつなぐ唯一の場所であるシナイ半島を統治している。また、インド洋と地中海をつなぐスエズ運河についてもエジプトの統治下にある。

エジプトには、石油、天然ガス、石炭、鉄鉱石、石灰石、石こう、リン鉱石、マンガン鉱石、滑石（タルク）、鉛、亜鉛などの天然資源が存在する。

エジプトの気候は、高温で乾燥しており、カイロでは、真冬の時期でも摂氏8度から18度となり、最も暑い季節である7月の平均最高気温は摂氏36度となる。エジプトでは、12月が最も降水量が多いが、それでも平均して5ミリ程度の降水しかない。

1.2 人口と言語

エジプト中央動員統計局（Central Agency of Public Mobilization and Statistics）の2011年の最新の推定におけるエジプトの人口数は約8,000万人

であり、これはアラブ世界の中で最も多い人口である。

エジプトの大都市としては、首都カイロ（Cairo）、アレキサンドリア（Alexandria）、アスワン（Aswan）、アシュート（Asyut）、ポートサイド（Port Said）、スエズ（Suez）、イスマイリア（Ismailia）があり、人口の大部分がカイロおよびアレキサンドリアならびにナイル川河岸、ナイル・デルタ地帯およびスエズ運河に集中している。砂漠地帯には、オアシスおよび歴史的な交易輸送路に囲まれた小規模の村および町が存在する。雇用やより高い水準の生活を求めて都市部に人口が流出していることから、地方に居住する人口は減少し続けている。

アラビア語がエジプトにおける公用語であり支配的な言語である。ただし、高等教育を受けた人々の間では、英語およびフランス語が広く使用されている。

1.3 宗教

人口の約 90%がイスラム教スンニ派であり、その他は主にキリスト教徒（多くがコプト・キリスト教徒）である。

1.4 インフラ

エジプトの運輸システムは比較的整備されており、主要幹線道路およびその周辺道路を合わせると 6 万 5,050 キロメートルに及ぶ道路網が敷かれている。近年、登録自動車数は飛躍的に増加しており、これに伴って特に都市部では道路網が非常に密集している。

5,500 キロメートルに及ぶ鉄道網は、アフリカおよび中東で最も古いもので、ナイル・デルタ地帯および渓谷地帯に集中しており、主にカイロを基点として広がるものと、エジプト南部から北部を結ぶものがある。

1987 年に開業したカイロの新しい地下鉄は、トンネル公社（National Authority of Tunnels）が運営しており、世界でも有数の利用客の多さである。

エジプトには 3,500 キロメートルの河川および水路があり、これにはナイル川、ナセル湖、アレキサンドリア・カイロ間の水路およびその他のナイル・デルタ地帯の多数の小規模運河が含まれる。さらに、193.5 キロメートルに及ぶス

エズ運河は、地中海とスエズ湾および紅海を結ぶ国際通商および国際航行の主要な水路であり、最大喫水 17.68 メートルの外洋航行船が航行可能である（2010年現在）。

エジプトの主要な港としては、アレキサンドリア港およびポートサイド港があり、その他にはスエズ湾のダミエッタ港 (Damietta)、エル・デヘイラ港 (El Dekheila)、シディ・クライル港 (Sidi Kurayr)、アイン・ソフナ港 (Ayn Sukhnah) およびスエズ港 (Suez) が重要な港である。

空港については、エジプトには合計 86 の空港があり（2010年時点）、最も大きな空港はカイロ国際空港である。

電気はエジプトのほぼ全土に供給されている。エジプトにおける発電のうち、84%が天然ガスによる火力発電、16%は水力発電となっており、水力発電についてはほとんどがアスワン・ハイ・ダムでの発電である。しかしながら、人口が毎年 2.1%の割合で増加していることから、現在エネルギー資源に対する需要の伸びが著しい状況である。これを受けて、発電施設の建設および発電公社の一部私有化の計画が検討されている。

1990年以降、水インフラについては飛躍的に改善されており、水道による給水の普及率は、同年以降、都市部において 89%から 99%に、農村地域では 39%から 82%にそれぞれ増加している。しかしながら、衛生的な下水設備については、人口の 3分の1にしか普及していない。水の不足および質の問題は、エジプトの現代および将来の水資源管理における緊急の課題である。

エジプトにおける電気通信サービスについては、著しく改善されてきている分野であり、比較的近代化しているといえる。固定電話サービスは、国営のテレコム・エジプト (Telecom Egypt) が提供しており、2009年の推計で約 1,031万回線存在する。携帯電話については、モビニル (Mobinil)、ボーダフォン・エジプト (Vodafone Egypt) およびエティサラット・エジプト (Etisalat Egypt) の三社が主なサービス会社であり、2009年の推計で約 5,535万人の利用者が存在する。

1.5 法制度

エジプトの法制度は、イスラム法（シャリーア、Shar'ah）およびナポレオン

法典に基づいており、エジプトの民法は、多くの部分においてフランス民法が基礎となっている。ムバラク大統領の統治下において、裁判所の独立がより示されるようになっており、また、適正手続（デュー・プロセス）および司法審査の原則についても広く認知されてきている。婚姻および家族法については、当事者の宗教法が第一次的な法律となることから、大部分のエジプト人についてはイスラム法に基づくことになる。イスラム法は、非イスラム教徒に強制的に適用されることはなく、非イスラム教徒は婚姻および家族事件については独自の裁判所を有している。商事法制については、イスラム法の影響を取り入れる動きがあるものの、現在でも近代的な商事実務が基礎となっている。

エジプトの1994年第27号仲裁法は、国内および国際的な商事紛争ならびに公営企業と私企業間の紛争の仲裁についての枠組みを示している（詳細については、後述18.1を参照）。エジプトは、1971年に国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約を締結しており、国際投資紛争解決センターのメンバーになっている。エジプトは、1958年外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約、1965年国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関するワシントン条約、1974年アラブ諸国と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約を遵守している。（詳細については、後述18.2を参照。）

1.6 政治体制

1952年7月、ガマル・アブデル・ナセル大佐（Colonel Gamal Abdel Nasser）が率いる自由将校団（free officers）として知られる軍隊将校のグループがクーデターを起こして君主制を倒し、正式に共和制への移行を宣言した。この1952年革命以前のエジプトは立憲君主制であった。英国の保護領状態の終結を宣言した後に制定された1923年憲法は、自国語としてアラビア語で記載されており、エジプトが独立したイスラム国家であることを明記し、議会制を採用したものであったが、1953年にこの憲法は破棄され、政党は解散した。1956年には新しい憲法が公布され、この憲法下では大統領に強大な行政および立法上の権限が与えられた。1958年、エジプトはシリアと連合し、アラブ連合共和国（United Arab Republic）の憲法が施行された。この憲法は、1956年憲法に多くの点で類似していた。また、同憲法に基づき、二つの政府諮問機関が設置され、エジプトとシリアにそれぞれ一つずつ置かれた。さらに、1964年には、再び新憲法が制定された。この憲法は、政府の社会主義的な性質を強調して、エジプトを社会主義経済によるアラブ民主国であると宣言した。

1971年9月、アンワル・エル・サダト大統領（President Anwar El Sadat）の命令により、現行憲法（「1971年憲法」）が国民投票で承認された。1971年憲法は、エジプトを「民主社会主義国」と明言した。この憲法では、所有権について、「公有」、「共同所有」および「私有」の三種類の所有形態を定めた。また、1971年憲法は、すべての国民が法の前に平等であることを認め、平和的集会、教育、健康社会保障および結社の各権利を認めた。さらに、18歳以上の国民に普通選挙権を必ず与えなければならない旨を定めた。そして、同憲法は、政府における立法、行政、司法の三権を明確にした。一方で注目すべきは、同憲法は、国家の長である大統領に強大な権限を与えており、大統領は形式的には閣僚評議会とともに行政部門を構成するが、実際には権限が大統領にほぼ独占的に帰属している。

1981年、ムハンマド・ホスニ・ムバラク大統領（President Mohamed Hosni Mubarak）の統治が開始した。エジプトでは、長く一党体制が続いていたが、ムバラク体制においては多党体制となり、その中で第一党のムバラク率いる国家民主党（National Democratic Party）が政界を支配していた。1981年以降、非常事態宣言が発令されており、警察の権力が拡大され、憲法上の権利が停止されている。2005年に1971年憲法が改正され、複数候補者による大統領選挙の道が開かれ、2007年の憲法改正では、選挙により選出された議会の権限の強化が盛り込まれ、社会主義的な文言が削除された。また、同改正により、非常事態宣言に代わり、将来的に人権の制限を拡大する反テロリズム法を制定する道を開いている。

2011年1月25日、ムバラク体制に反対する広範なデモおよび市民の騒乱が勃発し、同年2月11日にはムバラクの辞任に至った。同年9月に予定されている大統領選挙までの約6カ月間の暫定期間中の現在、国家は軍の臨時政権により統治されている。1971年憲法の改正草案を作成する委員会が設置され、同改正においては権限の平和的な移行および公正で透明性の高い大統領選挙を定めることになる。さらに、近い将来において、1971年憲法に代わる新しい憲法が制定される可能性もある。

1.7 地方政府および行政

エジプトでは、1960年までは行政は高度に中央集権化していたが、1979年に地方政府行政制度が設置され、地方分権とともに地方政府への国民参加が推進されている。

1960年第124号地方行政法（Local Administration Law 124 of 1960）（現在は同法に代わり1979年第43号地方行政法（Local Administration Law 43 of 1979）が有効）に基づき、地方行政単位は、県（muhafazat）、市（marakaz）、村（gariya）三つのレベルで分けられている。各地方行政単位には、それぞれ地方人民議会（council）（大部分が選挙で選出されている。）および執行委員会（executive council）（指名により選ばれる。）が置かれており、いずれも立法権限を有するが、中央政府によりコントロールされている。

エジプトは、29の県に分けられている。地方人民議会は、教育、保健、公益事業、住宅供給、農業および通信の分野について広範な機能を有している。地方人民議会の資金源は、国庫、県内の不動産への課税、その他の地方税および手数料、公益事業および企業からの収益ならびに国からの交付金、補助金および借入れである。

1.8 隣接諸国との関係および自由貿易協定（FTA）

エジプトは、国連加盟国のほぼすべての国と外交関係にあり、アフリカ開発銀行（African Development Bank）、アラブ連盟（Arab League）、アラブ通貨基金（Arab Monetary Fund）、アラブ経済統合理事会（Council of Arab Economic Unity）、欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development）、国際通貨基金（International Monetary Fund）、アフリカ統一機構（Organization of African Unity）、国連およびその関連機関、非同盟運動（Non-Aligned Movement）、アラブ石油輸出国機構（Organization of Arab Petroleum Exporting Countries）、世界貿易機関（World Trade Organization）（「WTO」）等の国際機関に加盟している。

エジプトは、1998年に東南部アフリカ市場共同体（Common Market for Eastern and Southern Africa）（「COMESA」）に加盟し、COMESA加盟国に対する関税を90%引き下げた。さらに2004年に関税同盟が形成され、2025年の通貨統合を目指している。

エジプトは、1999年7月に、米国との間で貿易および投資に関する枠組協定（Trade and Investment Framework Agreement）（「TIFA」）を締結した。TIFAの目的は、貿易および投資の流れにおける非関税障壁およびその他の障害を撤廃することで、両国間の市場への相互のアクセスを活発化させて、両国間の貿

易協働関係を強化することである。

2011年に入って、エジプトは、欧州連合との連携協定の交渉および仮調印を行い、同年中には正式契約の締結が予定されている。この協定に基づき、エジプトは、2010年に形成されたヨーロッパ・地中海自由貿易圏に加入することができる。この協定は、関税および非関税障壁の段階的廃止のための12年の移行期間を設けている。

エジプトは、中東の外交において重要な役割を担っている。アラブ連盟は、一度はその本部をチュニジアのチュニスに置いていたが、カイロに再び場所を移した。エジプトは、周辺地域の安定を促進することに関心をもっていることから、アラブ連盟とトルコおよびイランとの間の関係の強化に努め、イラクが地域に再び融合するために必要と考えられる国連のイラクに対する制裁の解除を働きかけている。1998年1月、アラブ共同市場条約（Arab Common Market Treaty）に関して、アラブ連盟加盟国との合意を実施し移し始めた。同条約に定めるスケジュールに従い、現存する関税は段階的に撤廃される。エジプトは、イスラム主要8カ国（Islamic Group of Eight）の一つでもある。イスラム主要8カ国とは、エジプト、トルコ、イラン、インドネシア、ナイジェリア、バングラディッシュ、マレーシアおよびパキスタンをメンバーとするもので、相互の貿易および経済における協力関係を促進することが目的である。エジプト、チュニジアおよびヨルダン、アラブ諸国の中での自由貿易圏構築を推進するために段階的に関税を撤廃することを合意している。

エジプトは、日本を始めとして、ドイツ、英国、スウェーデン、スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フランス、タイ、マレーシア、シンガポール、中国、インドネシア、イタリア、ギリシャ、フィンランド、ルーマニア、スーダンおよびモロッコとの間でも、各種の投資に関する協定を締結している。

2. エジプトにおける事業形態

外国の投資家がエジプトで事業を開始する場合の主な事業形態には次のものがある。

- 駐在員事務所 (representative office)
- 支店事務所 (branch office)
- 株式会社 (joint stock company)
- 有限責任会社 (limited liability company)

これらの事業形態は、一般法である 1981 年第 159 号会社法 (Companies Law 159 of 1981) (「会社法」) に基づくものである。会社法は、会社統治に関する規則を定め、会社の運営、統制、信任義務、会計基準、および取締役会、定時総会、臨時総会等の組織運営について規定する法律である。

ただし、後述するとおり、会社の活動の内容によっては、1997 年第 8 号投資奨励保証法 (Investment Incentives and Guarantees Law 8 of 1997) (「投資法」) により設立される場合や 1992 年第 95 号資本市場法 (Capital Market Law 92 of 1995) (「資本市場法」) により設立される場合もある。また、駐在員事務所は、1982 年第 120 号商業代理法 (the Commercial Agency Law 120 of 1982) (「商業代理法」) により設立しなければならない場合がある。

上記の事業組織の主たる特徴について以下概略を述べる。

2.1 駐在員事務所

外国企業は、商行為や商事代理活動に関与しない限り、市場調査または製造の実現可能性調査を行う目的で、駐在員事務所もしくは連絡事務所、科学・技術事務所その他事務所を設立することができる。

2.1.1 登記

外国企業は、会社法または商事代理法に基づき、駐在員事務所の設立登記を

することができる。いずれの場合においても、登記をするには、投資・フリーゾーン庁（General Authority for Investment and Free Zones）の企業局（Companies Department）に対して申請を行う必要がある。

登記申請をする際には、名称、国籍、会社の目的、外国の本店、エジプトに設立される事務所の性質、エジプトにおけるその事業活動、資本金および住所ならびに事務所の責任者に関する一定の情報を明示する必要がある。申請をする者は、親会社の設立関連書類および当該駐在員事務所の設立を承認する親会社の取締役会決議を添付する必要がある、これらは作成された国のエジプト領事館に相当する組織による公証および認証を受ける必要がある。これらの文書については、全てアラビア語による公証付翻訳を提出する必要がある。

政府が定める一定の場合に、外国企業は、自社製品に関するサービス施設を、エジプト国内に設置することが求められる。この場合、外国企業は、商事代理人を選任し、会社法ではなく商事代理法に基づいて駐在員事務所を登記する必要がある。商事代理人の選任を停止した場合には、この登記はただちに抹消される。

2.1.2 業務執行

駐在員事務所の業務執行者は、エジプトの国籍を有する者でなくてもよい。

2.1.3 エジプト法の順守

外国企業の駐在員事務所は、会社、税務、労働、社会保険および外国為替管理等に関するエジプトの諸法令を順守しなければならない、特に以下の点に留意が必要である。

駐在員事務所は商行為として課税対象となる商行為、例えば提供した役務に関する請求書の作成や当該外国企業の製品の下取り等を行ってはならないことに注意が必要である。

駐在員事務所の従業員には、エジプトの所得税が課税され、駐在員事務所は、毎月源泉徴収を行わなければならない。エジプト人の従業員については、雇用主および従業員の双方が社会保険料を分担して支払う必要がある。駐在員事務所労働する外国人の従業員は、エジプトで勤務を開始する前に、労働許可お

よび居住許可を取得しなければならない。

2.1.4 従業員

後述のとおり、会社法に基づき、支店事務所、株式会社および有限責任会社においては、10%を超える外国人従業員の雇用禁止、総賃金の20%以上の額の外国人従業員への支払禁止の各規制があるが、駐在員事務所については、これらの会社法に基づく各規制は適用されない。

2.1.5 届出および会計

駐在員事務所は、企業局に対して、年次提出書類として、従業員に関する情報（氏名、役職、国籍、給与、エジプト人の従業員に支給された給与の合計額）を記載した書類を提出しなければならない。加えて、当該事業年度の駐在員事務所の活動に関し、詳細資料の提出を求められることがある。

2.2 支店事務所

外国企業は、エジプトの民間企業または公営企業との間で、エジプトで事業を遂行することを内容とする契約を締結している場合には、支店事務所を登記することができる。駐在員事務所とは異なり、支店事務所は、商業活動、金融活動、産業活動および契約上の活動に関して、当該契約の範囲内の業務を行うことができる。

2.2.1 登記

支店事務所を開設するには、投資・フリーゾーン庁の承認が必要であり、商業登記局（Commercial Registration Department）および投資・フリーゾーン庁の企業局が管理する外国企業登記原簿（Register of Foreign Companies）に登記する必要がある。商業登記局の登記は5年毎に更新しなければならないが、外国企業登記原簿の登記はエジプトで事業を継続する間有効である。

2.2.2 業務執行

支店事務所の業務執行者は、エジプト国籍を有するものでなくてもよい。

2.2.3 エジプト法の順守

外国企業の支店事務所は、企業統治、税金、労働、社会保険および外国為替規制等、エジプトの法律を順守しなければならない、なかでも以下の点には留意すべきである。

- 支店事務所は、エジプト人の監査役を選任しなければならない。
- 企業局に対して、以下の情報および資料を毎年提出しなければならない。
 - エジプト人の監査役による監査済みの支店事務所の貸借対照表および損益計算書
 - 支店事務所の責任者の氏名および国籍
 - 支店事務所の利益の詳細および従業員に対する賃金の占める比率
 - 人事に関するすべての事項およびエジプト人の従業員の賃金

2.2.4 従業員

会社法に基づき、支店事務所は、全従業員の 10%を超える外国人を雇用してはならず、また、外国人の従業員に対して、総賃金の額の 20%以上の賃金を支払ってはならない（ただし、いずれの要件においても管理職として雇用される外国人は除かれる）。支店事務所で労働する外国人の従業員は、エジプトで勤務を開始する前に労働許可および居住許可を取得しなければならない。

2.2.5 税金および社会保険

支店事務所には、純利益に対して 20%の法人税が課税される。支店事務所で労働する外国人の従業員には、エジプトの所得税が課税され、支店事務所は、毎月源泉徴収を行わなければならない。エジプト人の従業員については、雇用主および従業員の双方が社会保険料を分担して支払う必要がある。

2.2.6 利益

支店事務所は、年間の総賃金とは別に、純利益の少なくとも 10%を従業員に分配しなければならない（ただし、年間の総賃金の額を限度とする）。

2.2.7 会計帳簿

支店事務所は、会計帳簿を保管し、毎年、監査を受けた上で確定申告書を提出しなければならない。

2.3 株式会社

株式会社は、エジプトにおいて最も広く利用されている事業組織形態であり、例えば大規模な投資を必要とする製造事業を開始する場合に、よく利用される形態である。その主な理由は、株式会社は、他の事業形態よりも組織化された経営組織を持ち、会社の統治に関する厳格な要件が定められているからである。また、大規模な投資を行う場合、設立時に資本金を全額払い込むことは求められておらず、事業の進展に応じて、長期にわたって払い込むことができる。

2.3.1 設立関連書類

エジプトでは、株式会社を設立する一連の手続きが定められている。株式会社の発起人は、投資・フリーゾーン庁の企業局に対する会社設立に関する届出のみをする必要がある。届出に際しては、以下を添付しなければならない。

- 会社の設立関連書類（定款）。定款の書式は、省令により示されており、その書式に変更を加える場合には、所管の当局による承認を受ける必要があり、これを受けない場合には登記拒否事由となる。
- 必要な資本金が封鎖預金勘定（**blocked account**）に入金されている旨の認可銀行による証明書。同資本金は、会社の設立時に、口座から引き出すことが可能になる。
- 設立費用の支払に関する受領証。

企業局に対してこれらの文書の提出および届出を行うと、完全な書類がすべて受理された旨を証する証明書が、発起人に対して発行される。この証明書は、商業登記所において登記されなければならないが、当該企業は、この登記の日から15日の経過により法人格を取得する。企業局は、商業登記所で登記がなされた日から10日以内に異議を述べることができるが、これは以下の場合に限られている。

- 定款が、要件を満たさず、または何らかの法令に反している場合。
- 会社の設立の目的が何らかの法令または公序に反している場合。
- 発起人のなかに、法令に定められた資格を有しない者がいる場合。

発起人が、異議の通知を受け取った日から 15 日以内に、その異議の理由となる事由を解消しない場合、当該株式会社は商業登記から削除される。発起人が異議事由を解消した旨通知し、企業局がこれを受領してから 15 日以内に何らの異議を述べない場合には、企業局が異議を撤回したものとみなされる。

会社の定款は、官報により公告されなければならない。

2.3.2 資本

株式会社は授権株式（会社が発行可能な株式の総数）を定めることができ、発行済株式（実際に払い込まれる株式）が存在しなければならない。発行済株式は、非公開会社については 25 万エジプト・ポンド（以下、LE）、株式の公開を予定している会社については 50 万 LE を下回ってはならない。株主資本の少なくとも 10%は、設立時に払い込まなければならない。その後、設立日の後 3 カ月以内に 25%まで払い込まなければならない。また、設立日の後 5 年以内に、発行済株式の全額が有効に払い込まなければならない。

授権株式は、発行済株式の 10 倍を超えることはできない。設立時発行済株式の払い込みは、エジプトで認証され、払い込みを受けることを認められた銀行が発行する証明書によって認証されなければならない。発行済株式を授権株式の範囲内で増加させるには、取締役会決議が必要である。ただし、授権株式の増加には臨時株主総会決議が必要である。

2.3.3 株式の価値

株式会社の発行済株式は、個々の株式により構成され、株式の額面価格は、1LE を下回ってはならず、また、1,000LE を上回ってはならない。また、株式会社は優先的な議決権および配当受領権のある優先株式を発行することもできる。

株式は、エジプト財務監督局（Egyptian Financial Supervisory Authority）の承認を受けた後に限り発行することができる。また、株式は、一定の要件の下で証券取引所に上場させることもできる。

2.3.4 株式公開

株式会社は、株式を公開することも認められている。株式公開によって設立する株式会社は、募集の開始から 1 カ月間は、少なくとも株式の 49%に至るまで、エジプト人に対してのみ、株式の引き受けを募集しなければならない（ただし、株式公開の前に、エジプト人の発起人株主により同比率の株式の払い込みがなされている場合を除く。）。

2.3.5 株主数

株式会社には、常に少なくとも 3 人の株主（自然人または法人）が存在しなければならない。株主数の上限はない。ただし、株主数が 100 人に達した場合には、会社は株式を公開したものとみなされ、公開会社に適用される規則が及ぶことになる。

2.3.6 目的

公の政策または公序に抵触しない限り、株式会社の目的に関する制限は何ら存在しない。ただし、事業の種類ごとに必要とされる承認およびライセンスを取得することは必要である。かかる事業類型には、産業開発局（Industrial Development Authority）の承認を必要とする工業プロジェクト、エジプト中央銀行（Central Bank of Egypt）の承認を必要とする銀行プロジェクト、観光省（Ministry of Tourism）の承認を必要とするホテル経営プロジェクト、民間航空省（Ministry of Civil Aviation）の承認を必要とする航空プロジェクト、エジプト財務監督局の承認を必要とする資本市場活動などがある。投資法に基づき設立された株式会社は、投資法に基づき与えられる奨励や保証（「3. 投資法に基づく投資の奨励と保証」参照）を享受するためには、投資法で挙げられた目的のうちのいずれか一つを会社の目的とする必要がある。

2.3.7 名称

株式会社の名称は、株式会社の事業活動または目的を示すものでなければな

らない。ただし、株主の名称が登録された商標である場合を除き、株式会社の名称は、株主の名称を含むものであってはならない。

2.3.8 社債

株式会社は社債を発行することができる。社債は、均等の価値を有するものでなければならず、同一シリーズの各有価証券につき均等の権利を有するものでなければならず、株式への転換が可能な社債を発行することも可能である。現存する株主は、これらの社債を引き受ける優先的な権利を有する。また、社債を上場させることも可能である。社債は、発行前にエジプト財務監督局の承認を取得する必要がある。

2.3.9 株式の譲渡

設立時発行株式および現物出資（現金以外による出資）の対価として発行された株式は、2 会計年度の財務諸表が作成されるまでの間、譲渡することができない（他の発起人への譲渡を除く）。投資・フリーゾーン庁の長官または長官の任命した者から認められた場合、投資法に基づき設立された株式会社はかかる規制が免除される。

上記以外には、株式会社の定款による規定、または法令による別の定め（銀行事業、シナイ半島における事業またはその他のエジプトの国境に隣接した事業に関する法令等）がない限り、株式の譲渡に関する制限は存在しない。

2.3.10 業務執行

株式会社の業務は、通常業務を行うことを委任され、通常業務の範囲で第三者に対して会社を代表する権限を有する取締役会により、執行される。ただし、取締役会の権限は、法令または会社の設立関連書類により株主総会決議事項とされている事項には及ばない。取締役会は、取締役が取締役の中から指名した議長により進行される。

取締役会には、常に少なくとも 3 人の取締役が存在しなければならない。取締役会の構成員には、国籍の要件はない。

従業員が経営に参加することができる制度が必要であり、従業員を取締役に

任命する方法、株式を保有させる方法、または従業員による経営委員会を設立する方法のいずれかが必要である。従業員の権利主張が強い会社では、従業員の給与などを巡る紛争が生じやすい。

2.3.11 利益

エジプト法および株式会社の定款の定めに従い、各会計年度における税引後利益に、前年度から繰り越された損益の額を加算又は減算したものが、以下のとおり配当の原資となる。

- (1) 株式会社は、発行済株式の5%に相当する法定準備金を、資本金の50%に達するまで計上し、これを常に維持しなければならない。
- (2) 法定準備金を計上した後（計上が必要な場合に限る）の税引後利益が株式会社の配当可能利益とみなされ、定時株主総会決議に従って分配することができる。
- (3) 株式会社は、配当可能利益（存在する場合に限る）の少なくとも10%に相当する額（ただし、年間支払給与の総額に相当する額を限度とする）を従業員に対する賞与として、支払われなければならない。この賞与の額は、取締役会決議によって決定される必要がある。
- (4) 配当可能利益は、次の順序で分配される。
 - ・ 配当可能利益の最低5%に相当する額を、株主に対する配当および従業員に対する賞与として分配する。
 - ・ 配当可能利益の10%を上限とする額を、取締役会の構成員に対する報酬として支払うことができる。ただし、株主は、取締役会に対して一切配当をしないことを決定することもできる。
 - ・ 残る配当可能利益は、株主に対する追加配当または従業員に対する追加賞与として支払うことができる。また、定時株主総会決議により、未処分利益として次年度に繰り越す、または特別準備金の計上に充てることできる。

株主が配当をうけるためには、保管機構（Central Depository）に株券を保管する必要があり（株券が電子化されている場合）、また、株券に配当金領収証を添付して提出する必要がある（株券が発行されている場合）。配当が可能になっ

た日から 5 年以内に配当の請求がなかった場合には、時効が成立し、配当額は州財務省 (State Treasury) に対して支払われることになる。株主は、配当が株式会社の第三者に対する財務上の義務または株式会社の事業に影響を与えないことを条件として、定時株主総会において、会社の監査済財務諸表に従って、配当の全部または一部を支払うことを決定することができる。

2.3.12 証券取引登録

株式会社が株式を上場する場合には、設立から 1 年以内に証券取引所に上場するか、または 3 度目の決算以降に上場することができる。

2.3.13 従業員

会社法に基づき、株式会社は、全従業員の 10%以上の外国人を雇用してはならず、また、外国人の従業員に対して、総賃金の額の 20%以上の賃金を支払ってはならない (ただし、いずれの要件においても取締役会の構成員である外国人は除く)。株式会社で労働する外国人の従業員は、エジプトでの勤務を開始する前に、労働許可および居住許可を取得しなければならない。

2.3.14 税金および社会保険

株式会社には、純利益に対して 20%の法人税が課税される。外国人の従業員には、エジプトの所得税が課税され、株式会社は、毎月源泉徴収を行わなければならない。エジプト人の従業員については、雇用主および従業員の双方が社会保険料を分担して支払う必要がある。

2.3.15 会計帳簿および記録

株式会社は、会計帳簿および会計記録を保管し、毎年、監査を受けた上で確定申告を提出しなければならない。

2.3.16 エジプト法の順守

株式会社は、企業統治、税金、労働、社会保険等、エジプトの法律を順守しなければならない。なかでも以下の点には留意すべきである。

- 株式会社は、エジプト人の監査役を選任しなければならない。
- 企業局に対して、以下の資料を毎年提出しなければならない。
 - 貸借対照表、損益計算書および監査報告書の写し
 - 取締役の氏名、役職および国籍
 - 人事に関するすべての事項およびエジプト人の従業員に支払われた賃金
 - 利益の詳細および利益のうち従業員に支払われた額の占める割合

2.4 有限責任会社

有限責任会社は、例えば、国内取引や国内役務を行う会社のように、多額の資金調達を要しない小規模の事業においてよく利用される形態である。

2.4.1 設立関連書類

有限責任会社の設立関連書類は定款である。定款の書式は、省令により示されている。書式に変更を加える場合には、所管の当局による承認を受ける必要があり、これを受けない場合には、登記拒絶事由となる。

2.4.2 持分

投資省令 2009 年第 90 号 (the Ministry of Investment Decree No. 90 of 2009) によれば、有限責任会社の設立に関する最低資本金や授権株式の要件はない。ただし、資本金は、設立時に全額払い込まなければならない。現金による出資は、銀行の封鎖預金勘定に保管され、設立時に、口座から引き出すことが可能になる。増資には、臨時総会の決議が必要である。

2.4.3 持分の価値

持分（一般に株式に相当するもの）は、すべて同等の価値を有するものでなければならない。法律上、持分の最低価格についての要件はないが、実際には 100LE とされるのが一般的である。持分を証券取引所に登録することはできない。また、持分の券面を発行することはできない。

2.4.4 持分権者数

有限責任会社には、常に少なくとも 2 人の持分権者が存在しなければならない。有限責任会社の持分権者の数は最大で 50 人である。自然人または法人のいずれも持分権者になることができる。

2.4.5 持分の公開

有限責任会社の持分は、公開することができない。

2.4.6 目的

有限責任会社は、保険業、銀行業、預金業、預金受入業、投資ファンド業、証券業またはポートフォリオ管理業を行うことはできないが、公の政策または公序に反しない限り、その他のすべての事業を行うことができる。

2.4.7 名称

有限責任会社の名称は、事業活動について言及するものである必要がある。また、一人またはそれ以上の持分権者の名称を含むものであってもよい。

2.4.8 社債

有限責任会社は社債を発行することはできない。

2.4.9 持分の譲渡

持分は、現存する持分権者に対して引き受けを申し出た後でなければ譲渡することができない。かかる持分権者による引き受けは、定款の規定に従い、公式または非公式の合意により行われる。現存する持分権者は、1 カ月間の間、当該持分をその持分割合に応じて買い取ることができる。有限責任会社は、定款によって、他の持分権者の同意がない限り持分の譲渡ができないことを定めることができる。

2.4.10 業務執行

有限責任会社の業務は、一人またはそれ以上の業務執行者により執行され、そのうちの一人はエジプト国籍を有する者でなければならない。持分権者が 10

人以上の有限責任会社は、持分権者により構成される監督委員会（Supervisory Committee）を設置しなければならない。従業員が業務執行に関与することは求められていない。

2.4.11 利益

利益配当に関する規制は、資本が 25 万 LE に達した時には、利益を有限責任会社の従業員に分配しなければならないという点を除き、株式会社の場合と同一である。

2.4.12 従業員

会社法に基づき、有限責任会社は、全従業員の 10%以上の外国人従業員を雇用してはならず、また、外国人の従業員に対して、総賃金の額の 20%以上の賃金を支払ってはならない（ただし、いずれの要件においても業務執行者として雇用される外国人は除かれる）。有限責任会社で労働する外国人労働者は、エジプトでの勤務を開始する前に労働許可および居住許可を取得しなければならない。

2.4.13 税金および社会保険

有限責任会社には、純利益の 20%の法人税が課税される。従業員には、エジプトの所得税が課税され、有限責任会社は、毎月源泉徴収を行わなければならない。エジプト人の従業員については、雇用主および従業員の双方が社会保険料を分担して支払う必要がある。

2.4.14 会計帳簿および会計記録

有限責任会社は、会計帳簿および会計記録を保管し、毎年、監査を受けた上で確定申告を提出しなければならない。

2.4.15 エジプト法の順守

有限責任会社は、企業統治、税金、労働、社会保険等、エジプトの法律を順守しなければならない。なかでも以下の点には留意すべきである。

- 有限責任会社は、エジプト人の監査役を選任しなければならない。
- 企業局に対して、以下の資料を毎年提出しなければならない。
 - 貸借対照表、損益計算書および監査役報告書の写し
 - 業務執行者の氏名および国籍
 - 人事に関するすべての事項およびエジプト人の従業員に支払われた賃金
 - 利益の詳細および利益のうち従業員に支払われた額の占める割合

3. 投資法に基づく投資の奨励と保証

3.1 総論

投資法は、以下の事業を行う企業に特権を与える法律である。

- 土地開拓、不毛地の開墾
- 動物、家畜、魚類の生産
- 製造業、鉱業
- 観光業（旅客運送、ホテル、ホテル関連施設を含む）
- 農業
- 航空運送業
- 海外の海上交通
- 石油探査事業
- 住居およびインフラ整備事業（ケーブルおよびワイヤレスのコミュニケーションシステムの設置、運営および管理を含む）
- 定員の10%につき無償とする医療施設
- ファイナンスリース業
- 証券引受業
- ベンチャーキャピタル事業
- 情報技術
- 社会開発基金によるプロジェクト

- その他閣僚評議会が追加する事業

上記に加えて、施行令に基づき、以下の事業を含むその他の事業分野についても投資法による奨励および保証により利益を得ることができる。

- 地下鉄およびトンネルの建築および運営
- ニュータウンおよび工業地区
- ソフトウェア開発
- 技術およびインキュベーター地区の創設
- 市場および信用分析
- ファイナンシャルプランニング
- ファクタリングおよび証券化事業
- 河川輸送
- 産業計画のための公共事業
- 廃棄物処理

エジプト人、アラブ人および外国人投資家は、投資法に規定された投資分野に該当する事業に関して、奨励および保証の利益を受ける権利を有する。なお、投資法に基づき設立された会社については、最低資本金は存在しない。

3.2 投資法に基づく奨励および保証

現在、投資法に基づいて規定されている最も重要な奨励および保証は、下記の通りである。

- 投資家は、収用および国有化をされない旨の保証を与えられる。会社およ

びその資産は、行政命令による差押え、没収または収用の対象とはならない。投資法はさらに、行政機関は、価格または利益幅の決定について干渉できず、また、許可条件に違反しない限り、財産使用の許可の取り消しまたは停止できない旨規定している。

- 会社の事業に必要とみなされる輸入機械および輸入設備の価値の 5%の定額が、関税として課せられる。関税および輸入税の当該減額により利益を得た機械および設備の処分については、投資・フリーゾーン庁の承認を得なければならない。承認のための手続きは、投資法の施行令（Executive Regulations）で規定されている。
- 投資法は、会社法上および労働法上の一定の雇用義務について、さまざまな適用除外を規定している。例えば、投資法に基づいてフリーゾーンにおいて設立された会社には、運転手やメッセンジャー等の一定の種類の従業員を雇用しなければならない等の労働法上の義務は適用されない。ただし、当該会社の従業員に関する規制については、投資・フリーゾーン庁が行う。
- 会社は、経営者および株主の国籍または住所、または出資割合にかかわらず、必要に応じて、事業を行い、拡大するため、建物、土地を所有し、不動産を開発する権利を有する。ただし、後記のように、シナイ半島およびその他の国境に存在する土地については例外となっている（詳細については、「4. エジプトにおける不動産の所有権」参照）。
- 会社は、その事業の大半が輸出に関連する場合には、その資本金を指定して、口座を外貨建てで管理することができる。
- 会社は、登記の日より 5 年間にわたり、定款の作成、融資および抵当に関して課せられる印紙税および公証ならびに登記費用を免除される。また、会社の事業のために使用する土地の公証および登記費用についても免除される。

3.3 フリーゾーン

エジプト人、アラブ人および外国人投資家は、投資法によって規定されたエジプトのフリーゾーンにおいて、事業を始めることができる。大半のフリーゾーンに輸入された商品および原料は、輸入税および輸入規制の対象とはならない。

い。

フリーゾーンには、公設と私設の2種類がある。公設フリーゾーンは、投資・フリーゾーン庁によって、アレキサンドリア、スエズ、ポートサイド、ダミエッタ、イスマイリアおよびカイロを含む特定の場所に設定されている。私設フリーゾーンは、投資・フリーゾーン庁の承認を条件として、特定のプロジェクトまたは会社のために独占的に設定される。フリーゾーン内で許されている事業の種類は、混合、調合、再梱包（リパッケージ）、製造、組立て、加工、修理の各事業である。公設フリーゾーンは、通常、輸出入手続きを容易にするため、港湾または空港に隣接した場所に位置する。私設フリーゾーンは、当該特定のプロジェクトのためだけに設定され、原材料の産地に近接する地域またはその事業の性質上、公設フリーゾーン以外の場所に設定される。私設フリーゾーンの地位は、投資・フリーゾーン庁によって定められた要件を満たしている必要があるため、取得がより困難である。

フリーゾーン企業は、工業またはサービス事業のいずれかを行うことができる。フリーゾーン企業は、所得税の対象とはならず、フリーゾーン内で製造されもしくは供給された製品またはサービスを輸出することを目的として設立される。

すべての公設フリーゾーンは、取締役会を備えており、当該取締役会は、公設フリーゾーン内で会社を設立するための予備的承認を与える職務を行う。当該予備的承認は、その後、最終承認を与え、関連する会社の設立の許可を与える投資・フリーゾーン庁に提出される。公設フリーゾーンの取締役会の議長は、投資・フリーゾーン庁から最終承認を受け取った後、会社に各自の事業を行うこと許可する旨の許可証を発行する。

当局は、フリーゾーン制度の下で事業の創設に関して最終承認を与える際には、以下の事項を考慮する。

- 投資を予定している資本金額
- 雇用する予定の従業員数
- 予想される輸出力（サービスの輸出を含む）

フリーゾーン制度の下で存在する事業により輸出される商品、または指定された事業の目的を実行するために輸入される商品は、関税、一般売上税およびその他税金、費用が免除されるのに加えて、輸入規制および輸出規制、通常の通関手続きの対象ともならない。しかしながら、事業により生じる製品またはサービスが輸出されず、国内で売却される場合、それらは、海外から輸入される製品やサービスに関する規制の対象となる。フリーゾーン制度の下で開始されたプロジェクトから輸入された製品で、国内および海外の構成材からなるものは、同じ製品が海外から輸入された場合に課され税額の総額を越えない範囲内で、海外の構成材についての関税のみが課される。

フリーゾーン制度の下では、資格を有する会社は、関税および税の免除が与えられる。

いずれのタイプのフリーゾーン企業も、地方税および関税が免除される。しかしながら、フリーゾーンの事業は、倉庫保管業に関しては、保管のためにフリーゾーンに入ってくる商品の価値の1%の税金を、製造および組立事業に関しては、フリーゾーンに存在する商品の価値の1%の税金を毎年課される。また、商品の出入りのない事業は、監査済み計算書類に基づく総収入の1%に相当する額の税金を毎年課される。

最近の投資法の改正において、鉄鋼業、セメント業、肥料業のような多くの電力を消費するすべてのフリーゾーンの事業に対しては、2005年第91号所得税法（Income Tax Law 91 of 2005）に基づき、所得税が課せられる。従って、当該事業を行う会社は、純利益の20%の所得税を毎年支払わなければならない。

2010年第133号フリーゾーンにおける石油精製所の事業の承認に関する法（Law 133 of 2010 Authorizing the Operation of Oil Refinery Projects in Free Zones）は、投資法の規定に従い、フリーゾーンにおいて石油精製会社の設立および運営が可能となった。当該事業は、所得税法の規定に基づき、課税の対象となる。

3.4 特別経済地区

特別経済地区（Special Economic Zone）に関する2002年法第83号特別経済地区法に基づいて、大幅な経済的独立、官僚的手続きの不存在、すべての事業について平均して10%以下という低い税率、柔軟な行政および労働規制といっ

た優れた事業環境を事業体に与えるため、経済地区が開設された。各特別経済地区には、取締役会が存在し、当該取締役会に対してより大きな権限を与える各特別経済地区のための独立の当局を通して、自治が行われる。特別経済地区内の製品は主に、肥料、鉄鋼、薬品、建築資材および石油化学製品に集中している。

4. エジプトにおける不動産の所有権

エジプトにおける外国人の所有権に関する特別な要求事項および制限

4.1 1996 年第 230 号法律 (Law 230/1996)

1996 年第 230 号外国人による建物および空閑地の所有権を規制する法律 (Law 230 of 1996 Regulating the Ownership of Built Real Estate and Vacant Land by Non-Egyptians) (「1996 年第 230 号法律」) に従い、空閑地の所有権を取得した外国人は、土地売買契約の公証から 5 年以内に建物等の建設を開始しなければならない。なお、売買契約書の公証によって、当該売買契約は第三者に対して対抗することが可能となる。建設を開始せずに 5 年の期間が経過した場合、当該空閑地の処分禁止期間は、建設が遅れた期間と同期間延期される。

さらに、1996 年第 230 号法律は、当該法律に従って建物を取得した外国人は、当該建物を取得した日から 5 年間経過するまで当該建物を処分することができない旨定めている。しかし、首相令 (Prime Ministerial decree) に基づく許可を取得すれば、当該期間経過前に建物を処分することができる。

また、1996 年第 230 号法律は、外国人はエジプトにおいて当該個人およびその近親者の居住の目的で各ユニット 4,000 m²未満の不動産ユニットを二つ以上所有することができないと規定している。しかし、首相はその裁量により外国人に対して、当該制限についても免除することができる。

4.2 2005 年第 94 号法律 (Law 94/2005)

2005 年第 94 号会社法および投資法を修正する法律 (Law 94 of 2005 Amending Some Provisions of the Companies Law 159 of 1981 and the Investment Law 8 of 1997) (「2005 年第 94 号法律」) は、エジプトにおける外国企業の不動産の所有権について規定している。当該法律は、企業および団体は、パートナーまたは株主の国籍もしくは居住地、株式保有率または出資率に関わらずその事業を運営し、拡張していくために必要な土地および資産を所有する権利を有する旨定めている。ただし、当該不動産の譲渡に適用される規則を決定した閣僚評議会 (Council of Ministers) により指定された地域における土地および資産については例外とされている。(後述の 2007 年第 350 号首相令

(Prime Ministerial Decree No.350/2007) 参照。)

4.3 2005 年第 548 号首相令 (Prime Ministerial Decree No. 548/2005)

2005 年第 548 号首相令は、外国人は、関係当局からの承認を得ている場合には、一定の観光地域および新興地域における居住目的の不動産の所有に関して、エジプト人と同様に扱われる旨規定している。すなわち、1996 年第 230 号法律には、関係当局からの承認を得た個人およびその近親者の居住の目的で各ユニット 4,000 平方メートル未満の不動産ユニットを二つ以上所有することができないとする規定があるが、これは当該承認を得た外国人の当該一定の地域での居住目的での不動産の所有については適用されない。一定の地域とは、シディ・アブデル・ラフマ (Side Abd El Rahma)、ラセル・ヘクマ (Ras El Hekma)、ハルガダ (Hurghada) および紅海 (Red Sea) であり、シャルム・エル・シーク (Shrm El Sheikh) を除く。なお、関係当局である国防省 (the Ministry of Defense)、内務省 (Ministry of Interior) および国家安全保障局 (National Security Authority) は、申請日から 15 日以内に意見を提供しなければならないとされている。

さらに、外国人は、関係当局からの承認が得られれば、シャルム・エル・シェイク (Shrm El Sheikh) において、最長で 99 年間の期間について、居住の目的で賃借する権利 (「使用権」とも言われる) を有している。

また、不動産の登記については、公証人役場は、登記のための必要書類一式を受領した日から 10 日以内に当該不動産の登記をしなければならないとされている。加えて、当該首相令に基づき、外国人は、所有権または使用権を取得した日から取得した不動産の所有権または使用権を処分することができる。

4.4 2007 年第 350 号首相令 (Prime Ministerial Decree No. 350/2007)

2007 年第 350 号首相令は、すべての企業および団体は、パートナーまたは株主の国籍、居住地および株式保有率または出資率に関わらず、その事業を運営し、拡張していくために必要な土地および資産を所有する権利を有する旨定めている。当該規定は、エジプトの西部、東部および南部の国境に隣接した地域、紅海および地中海の島およびスエズ運河地域の戦略的な地域を除いて適用される。

外国企業および団体が、イスマイリア (Ismailia)、スエズ (Suez) およびポートサイド県 (Port Said Governorate) を含むシナイ半島における土地および資産を所有することは禁じられている。

しかし、すべての企業および団体は、以下の要件が満たされれば、シナイ半島の土地および資産を賃借して土地および資産を使用する権利のみ有する。

- (1) 土地を所有する企業との間で1年から99年の定められた期間について、当事者間の合意で更新が可能な契約を締結していること。
- (2) 関係県に加えて関係当局からの承認を取得していること。
- (3) 使用権に基づき土地に建設されたすべての建物、施設および店舗は使用権の期間終了後に元の所有企業に返還されること。

5. 銀行法

中央銀行、銀行および金融機関を規制する 2003 年第 88 号銀行法 (Law 88 of 2003 Promulgating the Central Bank, the Banking and Monetary Sectors and its Executive Regulations) (「銀行法」) およびその施行令が、1957 年第 163 号旧銀行法 (Old Banking Law 163 of 1957)、1975 年第 120 号中央銀行法 (Central Bank Law 120 of 1957)、1990 年 205 号銀行秘密法 (Banking Secrecy Law 205 of 1990)、1994 年第 38 号外貨管理法 (Foreign Currency Control Law 38 of 1994) 等を改正して成立した。銀行の監督権限は、エジプト中央銀行に与えられている。銀行法の下では、エジプト中央銀行から銀行業務を行うことにつき許可を受けた銀行のみがエジプトにおいて銀行業務を行うことができる。銀行法に基づき、銀行業務には、預金の受入れ、資金の獲得、資金投資を行うファンド、信用機関への投資、企業への資本参加、銀行実務において銀行業務とみなされるすべての活動が含まれる。エジプト中央銀行およびエジプト財務監督局 (Egyptian Financial Supervisory Authority) (かつての資本市場管理局) の承認を受けた場合、許可を受けている銀行は、資本市場法、証券保管・管理法 (Custody and Depository Law) によって規制される活動 (証券の引き受けおよび証券保管業務を含む) を行う一般的な権利も与えられる。

銀行法はエジプトにおいて銀行を設立するために必要な最低資本金として 5 億 LE が必要であること、および株式会社の形態でなければならないことを定めている。さらに、銀行法は外国銀行の支店について、最低資本金として 5,000 万米ドルまたはそれと同等の外貨が必要である旨定める。

銀行法は、国内の銀行と同様に外国銀行の支店に対し、エジプト通貨を取り扱うことを認め、国内の銀行と同一の取扱いをされることを保証している。同法は、市場において決定される外国為替レートの原理を具体化し、政府とエジプト中央銀行の財政金融政策における役割を規定している。さらに、同法は銀行を保護するための施策を多数定めている。

銀行法は外国人に対しエジプトの銀行の株式を 100%まで保有することを認めている。しかし、エジプト中央銀行の事前の承認なく個人がエジプトの銀行の 10%以上の株式を保有することは認められない。さらに、私企業が国有銀行の株式を取得することも可能である。

銀行は、銀行法に基づき、その銀行で受けている預金額に比例した一定割合

の金額エジプト中央銀行に準備金として留めておかなければならない。かかる準備金の割合は、エジプト中央銀行の取締役会で決定される。

エジプトの外貨為替規制は、現在、銀行法の為替規制の項に規定されている。現在施行されている重要な通貨管理はなく、従って、個人は、エジプトの認可された銀行を通して行う限り、自由に外国通貨をエジプト国外に送金できる。

銀行法に従って、すべての口座、預金、金庫および関連する取引の秘密は守られなければならない。それらの口座、預金もしくは金庫の所有者、その相続人、その法定代理人もしくはその委任を受けた弁護士の書面による同意、司法判断または仲裁判断なくして、それらに関連する情報を直接または間接に閲覧することまたは提供することも禁止されている。

6. 通貨および為替規制

6.1 通貨規制

銀行法は、1994年第38号外国為替法（Foreign Exchange Law 38 of 1994）を主に引き継ぎ、現在、すべての外国為替業務を他のエジプトにおける銀行業務と含めて規制している。銀行法は、すべての自然人および法的主体に、外国通貨を保有し、外国通貨の取引を締結する完全な自由を与えている。当該自由には、外国通貨の内外への移動の自由も含まれる。ただし、当該取引は、銀行または外国通貨の取引を許可された他の法人（銀行法の行政規則に列挙されている）を通して行われなければならない。

エジプト内で商品およびサービスの売買取引は、国際的な協定または他の法令によって認められていない限り、エジプト・ポンドで行われなければならない。ただし、以下の取引については、外国通貨を使用することができる。

- 外国の当事者との間に締結された請負契約、供給契約、サービス契約（外国通貨による取引は許可された銀行を通して行われるものとする）。
- 上記契約の履行のために必要な外国から調達される構成材についてエジプトの当事者との間に締結した契約。
- 保険料の支払いまたは保険金の給付が外国通貨で行われる旨を規定した保険契約。
- 観光事業関連の事業組織、自然人、法人もしくはその他の商店によって締結された、外国通貨を必要とするあらゆる取引または事業。ただし、当該事業体または人は、当局からの承認の後、エジプト中央銀行の許可証を取得しなければならない。
- 通貨について合意を要する特殊な性質を持つフリーゾーンまたは経済地区における取引。
- 証券または他の金融商品およびその利息。

外国為替取引を行うことを許可された事業体のうち、エジプトで業務を行う

ことを許可されている銀行は、自らの勘定で、第三者のために、外国通貨を購入することを許されている。

外国通貨のエジプト・ポンドに対する価格は、エジプト中央銀行の推薦に基づき、首相によって規定された規制に従い、供給および需要の強さによって決定される。

さらに、銀行法に基づき、外国通貨を自らの勘定で購入し売却する許可を取得して、外国為替販売業者を設立することができる。

外国為替販売業者は、エジプト人がすべての株式を保有する、エジプトの株式会社を設立しなければならない、払込済資本金の最低額は、500万LEである。外国為替販売業者の事業は、以下に限られている。

- 自己の勘定での外国通貨の売買。
- 地方銀行または外国銀行が発行した銀行小切手の自己の勘定での購入、売却、および収集。

外国通貨販売業者は、外国通貨の海外送金等、他の銀行業務を行うことはできない。

6.2 外国通貨の保有

個人および法的主体はいずれも、外国通貨を額に関係なく自由に保有でき、エジプトで使用または海外送金のため、所有者の裁量で、許可を受けたエジプトの銀行に預けることも、外国で保有することもできる。

6.3 外国通貨の購入

外国通貨については、額の制限なく、許可を受けた銀行または販売業者（これらは、外国通貨を現金または電信送金を用いて個人、民間会社または公的企業に売却することができる）より、購入することができる。また、銀行および販売業者は、エジプトの株式から得た配当およびエジプトの社債の利息を本国に返戻するために、エジプト・ポンドを売却することができる。外国銀行の支店は、現地通貨および外国の通貨の、双方による取引が認められている。

銀行およびエジプト中央銀行から発行された許可証により許可を受けた送金サービス会社のみが、外国に金銭を送金することができる。送金サービス会社は、エジプトの株式会社の形態を取らなければならない。かかる業務を唯一の事業目的として設立されなければならない。また、払込済資本金は 500 万 LE 以上でなければならない。

7. 資本市場法

1990年代の初め頃から、エジプトの金融システムにおける資本市場（キャピタルマーケット）、銀行、保険という三つの主要な分野において、とりわけ民間企業における業績の向上および競争の促進のために、積極的な法改正が行われてきている。1993年以來、政府は通貨市場への介入を停止しており、代わりに通貨供給量を調整するために国債の発行などの間接的な方法を採用している。現在政府は、債券市場の復興、新たな金融機関の設立、国際的金融機関との戦略的關係の構築に焦点を当てて取り組んでいる。

また、国が自己の保有する合弁事業への出資持分ならびに公営の銀行および保険会社に対する保有持分を売却し、金融部門への民間企業の参加を促すための本格的な努力も行われている。

銀行および保険会社のいずれについても、民間企業(外国企業も含む)が100%所有することが許容されている。その結果、商業銀行、投資銀行、投資信託会社、保険、証券取引の各分野における国際的な金融機関を代理するいくつかの金融仲介業者が、エジプトで営業を行っている。

7.1 資本市場法とその適用範囲

資本市場法は、エジプトにおける資本市場の運営について規制している。資本市場法の下では、証券の発行を企図しているすべての企業は、エジプト金融監督局（Egyptian Financial Supervisory Authority）に対し、その旨を通知しなければならない。

証券の公募を行うために、会社はエジプト金融監督局の承認を受けた目論見書を作成しなければならない。またエジプト金融監督局に対し、定期的に報告書を提出し、その報告書に関連する情報を開示しなければならない。

資本市場法は、発行会社が、他の法令によって定められる制限（例えば、民法に規定される、エジプトの企業が銀行以外の法人に対して7%以上の利息を払ってはならないという内容の上限規制）を越えて証券に係る配当を行うことを許容しているほか、証券の取引はエジプト金融監督局の許可を受けた会社のみが請け負うことができる旨規定している。

また、同法は、証券の公募を行う企業と証券を取り扱う企業の両方を規制しており、特に企業が行う以下の行為、およびこれと関連する行為を規制している。

- 証券投資の勧誘および証券の引受け。
- 持株会社の設立または持株会社の増資。
- ベンチャービジネスへの投資。
- 証券の決済、清算業務。
- 証券ポートフォリオ、投資資金の組成、および管理・運営。
- 証券仲介業務。
- エジプト金融監督局の許可を受けて所管の大臣が発した命令に掲げられた、その他証券の取扱い。
- 証券に関するその他の活動（エジプト金融監督局の許可を受けて大臣の命令に基づいて追加される）。

7.2 エジプト金融監督局

エジプト金融監督局は、2009 年第 10 号市場および非銀行系機関の監督に関する法 (Law No. 10 of 2009 Regularizing the Supervision on Market and Non-Banking Instruments) (「**法第 10 号**」) に基づいて、資本市場 (キャピタルマーケット)、保険、不動産金融、ファイナンスリースのような銀行業以外の金融業 (将来における非銀行系金融業を含む) を規制する唯一の機関として設立された。法第 10 号はまず、金融部門のすべての規制機関 (資本市場庁 (Capital Market Authority)、エジプト保険監督庁 (Egyptian Insurance Supervisory Authority)、不動産金融監督庁 (Mortgage Finance Authority)) を統合するために、2009 年 7 月 1 日に発効した。もともと、同法はそれらの機関の法定の権限、役割については実質的な変更を行っておらず、エジプト金融監督局に対し、銀行業以外の金融業を許可する権限、およびそれに伴う調査権などの多くの権限を与えている。また、同法は金融に関する紛争を迅速に解決するために、仲

裁センターを設置することを求めているほか、エジプト金融監督局が首相により指名された取締役会によって運営されることも規定している。上記のような改正に沿って、投資・フリーゾーン庁も、すべての投資家のニーズに応えられるよう、その許可権限を拡大しようと努めている。最も重要な変更は、2009年第71号省令および2010年第1号投資庁長官令に基づいて、エジプトで初めて経済に関連する官庁・機関や地方自治体といった会社でない団体が債券を発行する権限を付与されたことである。また格付け機関の競争を促すため、当該省令により、格付け意見を述べることができる認可を受けた格付け機関の数は七つに増加した。さらに現在では、監査役の監査を受けた、将来キャッシュフロー、流動性および収益率の内容を公開すれば十分であるため、同省令により、企業が社債を発行する手続きが簡略化された。

7.3 証券の発行

株式会社の資本金は、等価値の額面株式に分割される。しかし、会社は一定の制限、条件の下で無記名の株式を発行することができる。

会社の定款では、株式の額面価額を定めなければならない、その額は0.1LE以上、1,000LE以下でなければならない。

一つの株式を分割することはできないが、会社は増資に際し、以前に発行した株式の額と異なる価額の株式を発行することができる。

現物出資に対して発行される株式および合併の際に発行される株式の価格は、評価委員会（当事者の申出に基づき現物出資等の評価額が適正について評価する機関）での決定のように、当該現物出資や合併に際して取得する権利の価額に沿うものでなければならない。しかしながら、現物出資を行う当事者は、その差額を現金で支払うことができる。

公共事業を行っている企業、公営企業を含むすべての企業は、広く購読されている2種類の新聞（少なくとも1種類についてはアラビア語であることを要する）によって公告され、エジプト金融監督局により承認された目論見書によらなければ、株式または証券の公募を行うことができない。

7.4 株式公開買付け

2007年2月、投資大臣 (Minister of Investment) は、エジプトにおける M&A 市場をより効率的かつ規律されたものにするために、資本市場法に第 12 章 (「**法第 12 章**」) を加える省令を発した。法第 12 章では、発行済株式数および議決権ベースで対象会社の 3 分の 1 以上の株式を市場を通じて取得することを禁止するなど、公開買付けおよび義務的公開買付けに対する規制を定めている。また、法第 12 章は、M&A の分野における最高水準のビジネス規範および国際的商慣習を含むものであり、「潜在的募集」 (potential offers) に関する開示、義務的公開買付け、投資銀行およびフィナンシャルアドバイザーの広範な役割、自由な募集価格の決定、株式の大量取得後の事後通知などの新たな概念をエジプトの市場に導入するものである。

7.5 上場

公募される株式が、上場しようとする会社の総株式の 30% 以上に該当し、150 人以上の者に引き受けられる場合、当該株式会社は、エジプト証券取引所 (Egyptian Stock Exchange) に上場することができる。

7.6 振替決済制度

2000 年第 93 号振替決済法 (Central Depository Law, Law 93 of 2000) は、株券に代えて証書を発行する振替決済機関の創設を規定しており、同法は、初めて株式の受益権という概念を導入した。銀行やその他の認可を受けた証券会社は振替決済機関と契約を締結することを義務付けられ、同契約には、証券取引の決済を保証するための特別基金への参加義務などの強行的な規定が含まれている。

7.7 投資ファンドおよび従業員持株制度

資本市場法によれば、投資ファンドは株式会社の形態を採らなければならないとされている。エジプト金融監督局は、投資ファンド企業の業務執行者および取締役会のメンバーについて審査し、異議を唱える権利を有する。また、投資ファンドは、専門の投資顧問会社によって運営されなければならないとされている。

資本市場法によれば、投資ファンドは資本金に対する投資資金の割合を一定の水準に維持しなければならない。外交通商大臣 (Minister of Foreign Trade)

から許可を受けた銀行のみが投資ファンドの持分を引き受けることができる。

銀行や保険会社は、エジプト金融監督局の許可を受けた場合、別途株式会社を設立することなく、投資ファンドを立ち上げることができる。もっとも銀行の場合は、エジプト中央銀行の許可も別途必要となる。

また、資本市場法は、従業員持株制度（Employee Share Option Plan）を導入しており、同制度により、株式会社の従業員は、従業員を代理して会社の株式を所有する団体を組織することができる。

7.8 仲介業者の義務および仲介業者に対する規制

1998 年第 19 号省令は、証券仲介業を行う企業に対する義務を定めている。

証券仲介業者は信認義務を負っており、利益相反が生じている場合はクライアントに対し、それを開示しなければならない。また、証券仲介業者はクライアントに関する情報を第三者に開示してはならない。インサイダー取引も規制されており、証券仲介業者、その取締役、従業員が、非公開情報を利用してインサイダー取引を行うことは明示的に禁止されている。その他、以下のような規制が規定されている。

- 証券仲介業者は、その取引を正当化する十分な資料なしにクライアントを代理して取引を行うことはできない。
- 証券仲介業者は過当売買を行うことが禁止されている（例えば、手数料、その他のフィーを増加させる目的で、クライアントのために過剰な取引を行うことが禁止される）。
- 証券仲介業者は、クライアントにより具体的な指示が与えられた取引についてのみ、クライアントを代理して取引を行うことができる。証券仲介業者は、当該クライアントによる指示を記録しなければならない。
- 証券仲介業者は取引終了後 24 時間以内にクライアントに対しその旨を通知しなければならない。
- 証券仲介業者の取締役、従業員、その他の関係者を代理して行う取引は、

当該証券仲介業者の取締役会による明確な書面による同意がある場合にのみ許容される。

8. 労働法制

エジプトが加盟する世界労働機関（International Labor Organization）およびアラブ労働機関（Arab Labor Organization）における義務に従い、エジプト議会は、1981年第137号旧労働法に優先する2003年第12号労働法（「労働法」）を制定した。労働法は大部分において、旧法と同様、労働者保護を重視した内容となっている。

8.1 労働契約

8.1.1 契約書式

労働法32条によれば、労働契約は、使用者、労働者および社会保険事務所に交付するため、原本を3通作成しなければならない。また、必ずアラビア語で作成されなければならない（英語およびアラビア語の2カ国語での契約も可能）、労働法記載の特定の具体的情報を含まなければならない。

8.1.2 試用期間および契約期間

労働契約は有期または無期のものとして締結することができる。労働法に基づき、有期契約は当事者の明確な相互の合意により、有期契約として継続して更新することができ、無期契約と解釈されることはない。ただし、当事者が有期契約を明示的に更新せずに履行を継続した場合、当該有期契約は無期契約と解釈される。

労働者が試用期間付で雇用された場合、労働契約は明示的に試用期間であることを示さなければならない。ただし、試用期間は3カ月を超えてはならない。

8.1.3 労働時間および時間外労働

通常の労働時間は、1日8時間または1週間に48時間を超えてはならない（1日1時間の休憩時間を与えなければならない、当該休憩時間は労働時間に含まれない）。ほとんどの民間企業の労働者は1週間に5日、通常日曜日から木曜日まで就労する。一定の状況下では、労働時間数を増やすことができる。いずれにしても、労働法82条に従い、労働時間および休憩時間は、総労働時間（休憩を職場で取る場合の休憩時間を含む）が1日10時間以下となるようにしなければならない。

ならない。

労働法 85 条に従い、労働者が 1 日 8 時間以上働いた場合、当該労働者は、日中の時間外労働については給料の 35%相当額、労働法 1 条 (g) で「日没と日出の間の時間」として定義される夜間の時間外労働については給料の 70%相当額の支払いを受ける権利を有する。労働法 52 条に従い、週末勤務を要求された労働者は給料の 2 倍の支払いを受け、かつ翌週中に代休をとる権利を有し、休日労働をした労働者もまた、給料に加えて、その勤務日について給料の 2 倍の支払いを受ける権利を有する。

8.1.4 年次休暇

労働者は勤続 1 年の後、最低 21 日間の年次有給休暇を取る権利を有する。しかしながら、6 カ月間の雇用した後、労働者は有給休暇を日割りで取ることができる。年次休暇は、労働者が 10 年間連続して勤務しまたは 50 歳になった後は、1 カ月に増加する。すべての労働者は、国民の休日につき給与全額の支払いを受ける権利を有する。

8.2 解雇、解約および雇用終了の合意

労働法は、雇用の終了に関する規定を含む（整理解雇は含まない）、多数の新しい規定を導入した。労働法 69 条に従い、労働者は以下のような重大な過失を犯した場合または職務能力が不足する場合にのみ解雇される。

- (1) 虚偽の身分証明書または証明書を提示した場合。
- (2) 使用者に深刻な物質的損傷をもたらす行為について有罪となった場合。ただし、使用者が当該事件を認識した後 24 時間以内に、当該事件を所轄官庁に通知することを要する。
- (3) 書面で通知されたにもかかわらず、安全規則を遵守しなかった場合。ただし、当該安全規則が明確に掲示されていた場合に限られる。
- (4) 認容可能な理由なく、(a) 1 年間に断続的に 20 日以上、または (b) 継続して 10 日間以上欠勤した場合。ただし、解雇に先立ち、(a) の場合には 10 日間の欠勤、(b) の場合には 5 日間の欠勤の後に書留郵便で書面によ

る通知をすることを要する。

- (5) 組織に対し深刻な損害を与える職業上の秘密を漏洩した場合、使用者と同一の活動分野において競合した場合、または就業時間中に酩酊状態であることもしくは薬物を摂取した状態であることが判明した場合。
- (6) 使用者もしくはゼネラルマネジャーに対して暴行を行ったこと、または上司に対して勤務中もしくは勤務の結果として著しい暴行を行ったことが明らかである場合。
- (7) ストライキに関する法律の規定に従わない場合。

重大な過失を犯したことによる解雇は、まず管轄権の労働裁判所（Labor Court）に申立てをすることを要する。上述の事象以外による解雇は不当とみなされ、労働者に対する補償が必要となる。労働法 122 条に従い、不当な解雇に対する補償は、他の法的権利に加え、勤続年数に当該勤続期間の各年の給与 2 カ月分を乗じた額以上としなければならない。

この補償を算出するについては、給料にはすべての関連した既得の権利が含まれる（たとえば手当、ボーナス等）。さらに、労働法 111 条は、使用者に、当該労働者に対し 2 カ月前に、労働者が 10 年以上勤務した場合は 3 カ月前に解雇通知をすることを要求している。

労働者の不履行を原因とする労働契約の解除については、労働法 64 条に従い、使用者は労働者に対し、不履行を主張する旨の通知をしなければならず、また違反が認識された日から 7 日以内に開かれる調査会議において、防御の弁明を行う機会を与えなければならない。特に、不履行を理由として労働者を解雇するためには、使用者は労働者の当該不履行に関する証拠を雇用記録に編纂しなければならない。実務上は、かかる証拠としては、少なくとも当該労働者の業績の評価および査定ならびに 3 通の警告書が必要である。当該書類に基づき、使用者は不履行に基づく労働者の解雇請求を労働裁判所に提出しなければならない。

不当な解雇は、被解雇労働者に使用者に対する損害賠償請求の権利を与え、裁判所が労働者勝訴の判決をした場合、不当な解雇により認められる損害賠償額は、他の法的権利に加え、勤続年数に当該勤続期間の各年の給与 2 カ月分を

乗じた額以上としなければならない。さらに、労働法の一定の規定を改正し、最近発行された 2008 年第 180 号に従い、労働者は裁判所に対し、不当な解雇の事案における有利な判決が出るまで、使用者に 12 カ月分の給料を支払う旨の緊急の命令を出すよう求める権利を有する。

友好的に雇用終了の合意をする場合は、通常、確定的な退職届および権利放棄書を含む雇用終了のパッケージを作成する。しかしながら、労働法 119 条に従い、労働者は使用者が当該労働者の退職を承諾してから 1 週間以内であれば当該退職を撤回する権利を有し、この場合、当該退職は無効かつ不存在とみなされることに注意しなければならない。この規定は、当該労働者の最大利益保護のため、労働者に当該退職の影響を再考する機会を与えることを目的としている。したがって、使用者は当該退職がその後 1 週間を経過することで有効となることを考慮に入れるべきである。

8.3 事業の閉鎖または縮小

労働法は、一部の労働者の雇用を終了させる必要がある経済的な理由により、全面的もしくは部分的に事業を閉鎖または縮小する使用者の権利を認める。しかしながら、使用者はまず、当該閉鎖または縮小について、当該案件ごとに特別に設置される特別委員会の事前の承認を得なければならない。

これに代えて、使用者は、委員会の事前の承認を得て、解雇権を行使する代わりに、一時的に雇用条件を調整し、または最低賃金以下まで減給することを避けるために異なるポジションに労働者を配属する権利を有する。この規定は、エジプトで広く適用される「契約は当事者の法となる」および「既得権の理論」の法則の例外である。

しかしながら、労働者がその雇用条件の調整を拒否した場合、当該労働者は契約を解約する権利を有する。この場合、当該解約は労働者によって決定されたにもかかわらず、使用者により行使された正当な解約とみなされる。

8.4 健康管理および年金給付

使用者が上述の規定に従って経済的な理由により労働者を解雇した場合、使用者は、勤続年数に応じて、勤続最初 5 年間の各年の給与の 1 カ月分に相当する額およびそれ以後の勤続各年の給与の 1.5 カ月分に相当する額の総額を支払

わなければならない。

エジプトのすべての民間企業は、社会保険庁の医療保険制度（**Medical Insurance Plan**）を通じてまたは私的に、エジプト人の労働者に対し無料の医療保険を提供することが必要とされる。また、民間企業は、社会保険庁の年金保険基金（**Pension Insurance Fund**）に加入しなければならない。

8.5 就業規則および懲戒規定

使用者は、労働法 58 条に基づき、就業規則および懲戒規定を導入しなければならない。これらの規則および規定は所轄の労働事務所（**Labor Office**）から承認を受けなければならない。この点について、使用者は、労働力・移民省が提供する標準就業規則に従って作成しても、自社の就業規則および懲戒規定を作成して所轄官庁の承認を得てもよい。

8.6 労働組合

労働組合は 1976 年第 35 号労働組合法に従って設立される。当該法は労働組合連合（**General Association of Labor Unions**）、一般労働組合、および労働委員会について規定する。一般労働組合は、そのメンバー企業の事業活動の性質に基づいて設立され、労働委員会は通常、各産業について設立される。原則として、労働委員会は、給料、報酬および雇用条件等の労働者の利益を図る。労働委員会の能力や要求の強さは、労働委員会ごとに異なることから、産業ごとに労働委員会への対応方法が異なる可能性がある。

8.7 外国人労働者

会社法 174 条、2003 年第 136 号労働大臣令 3 条および 2006 年第 700 号労働大臣令 19 条に従い、外国人労働者は、エジプトの会社の総労働人口の 10% を超えてはならない。すべての外国人労働者は、有効に発行された就労許可を得なければならない。かかる就労許可を得るには、使用者および国外居住労働者双方が所定の書面を提出しなければならない。かつ、一定の条件を満たさなければならない。一般的に、所管官庁は就労を許可するか否かの決定につき以下の基準を検討する。

- (1) 当該外国人の能力および専門知識が見込まれる仕事に適していること。

- (2) 外国人がエジプトで就労するために得なければならないその他の必要な承認。
- (3) 当該外国人がエジプトの人材と競合しないこと。
- (4) 当該労働者の専門知識に対する民間組織の真の必要性。
- (5) エジプトの経済情勢。
- (6) (a) 外国人専門家または外国人技術者と同様の能力を有する地元のアシスタントを雇用して教育すること、および (b) その進展状況を定期的に報告することについて、当該外国人専門家または外国人技術者を雇用する民間組織が誓約すること。
- (7) エジプトで生まれ、かつ居住する外国人は優先権が与えられること。

居住資格は当該就労許可の発行により付与される。

上述した会社の総労働者数の 10%を超える数の外国人の雇用禁止、および、上述「2. エジプトにおける事業形態」において説明した外国人従業員に対する総賃金の額の 20%以上の賃金支払禁止(上述 2.2.4、2.3.13、2.4.12を参照)について、会社法 176 条はその免除規定を定める。しかし、歴史的に、当該免除は極めて限られた範囲で、当該専門知識が使用者の活動にとって不可欠であると考えられる国外居住者について、現地では当該専門知識を有する者を見つけることができない場合にのみ適用されてきた。そのため、当該免除を得るには、当該使用者は所管官庁に対し、現地では当該国外居住者の経験を超える者を見つけることができないことを明らかにしなければならない。

上述にかかわらず、エジプトの裁判所は、株式会社の取締役会の構成員は会社の労働者としてみなされず、したがって労働法の適用対象とならないという立場をとることに注意しなければならない。その結果、就労許可を得る場合、株式会社の取締役を労働法により設定された 10%の外国人労働者の上限から除くことが実務となっている。

8.8 投資法に基づく適用除外規定

投資法は、同法に基づき設立された会社について、特定の種類の労働者（運転手、メッセンジャー等）の雇用義務の適用を免除しており、取締役会における労働者代表の選出手続きの遵守についても、その適用を免除している。フリーゾーンにおける労働法の適用については、一定の規定を除き、他の場所と同様の労働法の適用および運用がなされる。フリーゾーンに設立された企業は、会社法に基づくエジプト人労働者対外国人労働者を 9 対 1 にしなければならないとの制限を免除されるが、かかるフリーゾーン内企業において、外国人労働者は総労働者の 25% を超えてはならない。（投資法の詳細については、「3. 投資法に基づく投資の奨励と保証」を参照。）

9. 公営企業法および官民パートナーシップ

9.1 公営企業法

1991年第203号公営企業法（Public Enterprise Law 203 of 1991）（「公営企業法」）およびその施行令は、エジプトにおける公営企業の組織や団体の民営化に向かう第一歩を示している。公営企業法は、公営企業の組織や団体およびそれらが支配していた企業を持株会社および子会社（または関連会社）へと移行させる道を開いている。

公営企業法の下では、民間企業および個人は、公営子会社企業の株式の引き受けまたは購入を行うことができる。公営子会社企業に対する民間の所有割合は、政府により個別的に決定される。政府がある会社の過半数（51%）の所有を放棄した場合には、当該会社は公営企業法の条項の適用を受けることはなくなり、会社法の条項の適用を受けることとなる。

公営企業法により、証券取引所において公営子会社企業の株式の取引を行うことが可能になった。これは、エジプトの民営化プログラムを実質的に促進させる手段であると捉えられている。エジプトの民営化に関する法律の改正により、公営企業に対する国内および海外の民間投資は、大幅に増加している。利用可能な民営化の形態としては、大要、以下のものがある。

- 会社の株式資本の全部または一部の売却（私的入札または公的入札による）。
- 証券取引所における株式の一部の売却。
- 会社の資産の全部または一部の売却（私的入札または公的入札による）。
- 下請契約、リース契約またはマネージメント契約による既存の設備の全部または一部の利用。

民営化の過程において公営企業の評価を行う評価機関は、常に、生産設備の現代化、人材育成および技術移転を考慮に入れることとされている。

BOOT方式（行政主体が施設の所有権を保有したまま、事業運営権を民間主体に与える方式）のプロジェクトについても、電気通信分野やその他のインフ

ラプロジェクトにおいて成功を収めている。BOOT の概念は、エジプト電力公社（Egyptian Electrical Authority）の設立に関する 1976 年第 12 号を修正する 1996 年第 100 号(Law 100 of 1996 contained certain amendments to Law No. 12 of 1976 that established the Egyptian Electrical Authority)の修正によって、まず、電力部門に導入され、国内および海外の民間投資家が発電所を建設し、発電した電力を電力供給会社に対して直接売却することを可能にした。

さらに、最近の改正により、国内および海外の投資家は、最大 99 年間の営業許可期間の間、発電所を所有し、運営することが可能になった。この新法は、BOOT の概念を公共道路、空港、浄水場および下水処理場ならびにその他のインフラプロジェクトに拡大させることを促進している。

電気通信分野の発展は、1998 年第 19 号テレコム・エジプト法の施行によっても始まった。同法は、電気通信サービスを分離して、より効率的にし、また、1998 年 4 月第 101 号大統領令に基づく新たな独立の規制主体の設立に伴い、エジプトの電気通信分野の運営主体でありかつ規制主体であった ARENTRO（Egyptian National Telecommunications Authority）をテレコム・エジプト（Telecom Egypt）という名称の株式会社へ移行させることを規定していた。同大統領令は、ARENTRO を基本的な電気通信サービスの運営主体として残置し、電気通信規制局（National Telecommunication Regulatory Authority）（「NTRA」）と改称した。

同法に基づき、過半数の株式資本が政府に残り、一定割合の株式が従業員に対して売り出されるという条件で、テレコム・エジプトの株式について取引が可能となった。携帯電話や公衆電話サービス等の付加価値サービスは、現在、民間部門の会社が完全に所有し、管理している。同法に基づいて、テレコム・エジプトの株式の 20%は、市場において売却され、これは当時中東で最大かつ最も成功した売出しであると受け止められた。

9.2 官民パートナーシップ

国の経済的および社会的な発展計画に対する民間部門の関与を促進、増加させるという政府の戦略に従って、政府は、2010 年第 67 号官民パートナーシップ法（「PPP 法」）の普及を通して、官民パートナーシップ（Public Private Partnership、「PPP」）の概念の導入を主導した。

基本的に、この形態のパートナーシップは、政府が、自己が利用するインフラプロジェクトのファイナンス、建設および運営のために信頼性のある民間部門の企業と契約を結ぶことにより、公共サービスを提供する方法であり、契約の終了時には、当該プロジェクトの権利は政府に移転する。このようにして、公共財の蓄積が増加していくこととなる。

より広く言うと、PPP 契約は、インフラサービスを供給するための行政主体と民間主体との間の合意と定義され、新たな予算財源であると考えられている。ここでいう「行政主体」には、省、公共機関および省令により定められるその他の行政主体が含まれる。他方、「民間主体」は、エジプトおよびその他の国の民間企業または法人を意味している。

典型的な PPP 契約の場合には、民間主体と行政主体の両方が当事者になることに加え、以下の条件が満たされていることが必要となる。

- 民間主体の設立の目的が、契約の対象たるサービスの履行であること。
- かかる契約の期間が 5 年以上 30 年以下であること。
- 契約の価額が 1 億 LE を超えること。

10. 入札法

1998 年第 89 号入札法 (Tenders and Bids Law) (「入札法」) は、そのすべての手続きおよび規制の対象となる民間企業または公営企業からの商品、サービスおよび建設のすべての調達について規定している。

政府事業体は、以下の規制を遵守しなければならない。

- 調達は、入札または公の交渉を通して行われなければならない。
- 以下の場合には、政府事業体は、契約相手方がエジプトにあるものか海外にあるものかを問わず、限定された入札または交渉によることができる。
 - (1) 契約の性質上、特定の種類の供給者、請負業者、コンサルタント、技術者その他の専門家が求められる場合。
 - (2) 製造されるものが、特定の請負業者または製造地からのみ入手可能である場合。
 - (3) 国家安全保障上、機密性が必要とされる場合。
- 20 万 LE 以下のすべての契約につき、国内の供給者または請負業者のみが対象となっている場合には、国内入札を利用することができる。
- 直接契約 (例外的な場合)。

各省または政府機関は、法律の条項に従ったそれぞれの契約様式を使用しており、標準的な政府契約というものはない。機会の平等と自由な競争を確保するため、入札および公の交渉については、契約の性質に応じて、国内または海外で広く購読されている日刊新聞紙において公示しなければならないとされている。

政府契約は、最も適任でありかつ最低額の入札者を踏まえて、発注を行わなければならないが、エジプト国内の契約先業者の入札額が海外の入札の最低額の 1.15 倍以内である場合には、国内の業者に優先権が与えられる。

入札時には、最大で入札額の 2% の入札保証金を支払わなければならない。入札保証金は、落札できなかった入札者に対しては返金される。落札者は、落札から 10 日以内に、最大で入札額の 5% の最終的な預託金を支払わなければならない。

ない。かかる預託金は、契約の履行および保証期間の経過後に返還される。

最終的な預託金が支払われない場合には、政府主体は、直接発生した損害を回収するとともに、契約を解除し、または次点の入札者を用いることができる。

履行遅滞または引渡しの遅滞に対しては、最大で建設契約の契約価格の 10% および供給契約またはコンサルタント契約の契約価格の 3%の罰金が課されることがある。

入札法は、入札者が不正に行動した場合、破産を宣言した場合または政府高官に対し入札法に反する行動を行うよう仕向けた場合には、政府主体が契約を終了させることを認めている。

以下の理由により、入札は、受領を拒まれることがある。

- 技術仕様書の不遵守
- 入札が 1 者のみであった場合
- 最低の入札額が契約の推定価額を超えていた場合

契約先当事者が重大な契約違反等により不履行に陥った場合には、政府主体はいつでも契約を解除し、発生した損害の賠償を要求することができる。

履行遅滞や不履行の場合、不可抗力の概念は、エジプト民法の原則に従って判断される。同原則の下では、材料の入手不能、ストライキおよび出荷の遅れ等の一定の種類障害を不可抗力とするためには、契約の中にそれらが明記されていなければならないとされている。

11. 物品の販売

11.1 ウィーン売買条約

エジプトは、多くの貿易国とともに、国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）（ウィーン売買条約（Vienna Convention）として知られている。）の締約国である。ウィーン売買条約は、コモンローおよび民法の要素を基礎としており、国家または締約国の住民間での物品売買の国際取引のための契約条件を規定している。

ウィーン売買条約は、準拠する契約および国内法と異なる契約の解釈について規定する。ウィーン売買条約の当事者である締約国からの輸入者および輸出者は、売買契約書を注意深く確認して、条約の規定が当事者の意図と相反していないことを確かめる必要がある。条約の規定が当事者の意図と相反している場合には、当事者は、契約の規定で明示することにより、ウィーン売買条約の適用を排除することができる。

11.2 輸入規制

輸入規制は、商品を自由に輸出入することができる旨規定する。ただし、近年、いくつかの輸入規制の改正が行われている。特に、規制問題に関して改正が行われており、輸出入監督庁（General Authority of Import and Export Supervision）が規定する一定の輸入品およびサービスの価格および輸入商品の表示に関して改正がなされている。

1982年第121号輸入登録法（Import Registration Law 121 of 1982）に基づき、輸入者には、最低資本金および取引経験等の多くの条件の他に、輸入者登録簿への登録、エジプト国籍の保有が要求されている。注意しなければならないのは、外国資本が参加している会社については、輸入業にのみ従事でき、輸出業に従事することはできない点である。

12. 消費者保護

エジプトでは、法律上の消費者保護の仕組みを整えるため、2006年に入って、2006年第67号消費者保護法（Consumer Protection Law 67 of 2006）（「消費者保護法」）および2006年第886号省令による施行令（Executive Regulations issued by Ministerial Decree No. 886 of 2006）（「施行令」）が公布され、その範囲は詐欺行為に対する規制にも及んでいる。また、これらの法令は、製品の品質の監視および製品の販売の透明性の確保も図っている。消費者保護法により消費者保護庁（Consumer Protection Agency）が設立されており、同庁は消費者保護法に基づき消費者保護行政を推進する権限を与えられている。

12.1 消費者の権利

消費者保護法は、第2条において、経済活動を行う自由を保障した上で、消費者の基本的権利、特に以下のような権利を侵害する契約を締結し、または侵害する行為を行うことを禁じている。

- 通常の使用形態における健康および安全に対する権利。
- 消費者が、購入し、使用し、または勧誘される製品に関して、情報およびデータを取得する権利。
- 基準に従った品質条件を備えた製品を自由に選択する権利。
- 消費者の権利の侵害または制約に関する一切の事項について、何らの費用負担なく、迅速かつ容易に法的措置を講ずる権利。
- 製品の購入もしくは使用またはサービスの受領の結果、消費者またはその財産に対して生じた侵害について、正当な補償を受ける権利。

また、消費者保護法は、消費者が、製品に関する正確な情報およびデータを受領する権利を保障している。供給業者および宣伝広告を行う者は、消費者に勧誘する製品の性質および特性に関する正確な情報を提供し、消費者の誤解を招くような紛らわしい情報を提供してはならない。特に、製品の性質および構成、原産地、重量、大きさ、製品の製造日および消費期限、製品の製造業者またはサービスの提供者、証明商標、商標、説明書ならびにロゴに関する情報に

については、誤解を招くことがあるとみなされている。

また、製品の供給業者は、消費者が製品を使用する前に、製品の状態および修理を必要とする程度について十分な情報を提供することを義務付けられており、その情報提供の方法も、事実とは異なる印象や紛らわしい印象を与えるものであってはならず、消費者の誤解や誤認を生じさせることがなく、かつ健康および安全確保の要請にかなった方法によらなければならないとされている。

さらに、消費者保護法は、製品に欠陥がある場合、仕様に合致しない場合、または購入した目的に合致しない場合、消費者は、購入から 14 日以内に製品の交換または返金を求めることができるとしている。なお、この条項は、消費者にとってより有利な保証内容または法律上もしくは契約上の条件に影響を及ぼすものではない。

加えて、消費者保護法は、契約書または書面により定められた条件が、消費者保護法に基づく供給業者または役務の提供者の義務（例えば、消費者保護法上の保証責任）を免除する意図によるものである場合、かかる条件は無効になるとしている。

12.2 製造業者、輸入業者および役務提供者の義務

消費者保護法は、製造業者または輸入業者は、場合に応じて、エジプトにおける標準的な表示内容、その他法律または施行令により必要とされる内容の表示を行うものとされている。以下のものが標準的な内容である。

- 商品の名称
- 原産国
- 製造業者または輸入業者の名称、商号、住所および商標（該当する場合）
- 製造日および消費期限
- 流通、保管および使用の条件
- 種類、特性、容積、重量および原材料

表示はアラビア語で読みやすく明瞭に記載されなければならない、また表示の目的に適うよう、商品の性質および広告、提示または勧誘の方法に即して表示されなければならない。商品自体に記載されている場合、商品または容器に添付されているラベルに記載されている場合のいずれの場合も、表示は消えにくい方法でなされなければならない。

消費者が製品を使用することにより健康や安全を害する可能性がある場合、製造業者は、指示書を添付して、製品の適切な使用方法を示し、潜在的な危険がある場合には、危険を回避し、これに対応する方法を示すものとされている。

役務の提供者は、役務の価格、仕様および特徴などの役務に関する情報を明確に提供するものとされている。

12.3 供給業者および宣伝広告を行う者の義務

消費者保護法では、消費者との対応または契約締結の過程で作成された連絡文書、書面その他書面による資料（電子メールによる文書を含む。）において、供給業者は、自己の属性を示す情報を明示しなければならないとされている。この情報は、例えば供給業者の名称、住所、エジプト（外国の場合は外国）における居所、電話番号、商業登録および商標などである。

また、消費者からの要求があった場合には、供給業者は、当該製品に関する消費者との取引を記載した明細書を提供しなければならない、その記載事項としては次のものがある。

- 供給業者およびその店舗の名称
- 契約締結日
- 製品の価格
- 製品の種類、性質および特性
- 製品を使用する場合の条件

- 製品の品質（数量および重量）
- 引渡日
- 供給業者またはその代表者の署名および押印

供給業者が、消費者の健康および安全に危険を及ぼす欠陥を発見、または認識した場合、消費者保護庁に対して、発見から 7 日以内に、当該欠陥および発生しうる潜在的な損害を通知しなければならない。かかる通知は、供給業者またはその代表者が代理人を通して行わなければならない、所定の方式により行われなければならない。通知には、以下の事項を記載しなければならない。

- 通知人の名称、資格、国籍、住所およびエジプトにおける居所または代表者による通知の場合には、代表者の氏名および住所（資格証明書類を添付）。
- 通知の対象となる製品。
- 製造業者の名称および住所。
- 輸入の場合には、輸入業者の名称および住所。
- 通知人が通知の対象となる欠陥を発見、または認識した日。
- 欠陥に関する正確な技術情報。
- 通知の対象となる欠陥の結果生じうる潜在的な損害、ならびにこれを回避する方法および欠陥による影響に対処する方法。
- 消費者の要求があった場合に、消費者が追加費用を支出することなく、製品の交換、修理、または返品および返金を請求することを可能とする手続きおよび方法。
- その他供給業者が、通知に記載する必要があると考える情報。

この通知は消費者保護庁で登録される。通知人は、通知番号、日付および時間の記載された受理証を受け取る。

供給業者は、かかる製品の製造または取扱いを一切停止し、その流通および頒布を停止するためのあらゆる必要措置を講じ、日刊新聞紙における公表または消費者と直接連絡をとることが可能な場合（製品の流通方法次第）には直接連絡によって、製品を使用しないよう警告するものとされている。かかる場合、供給業者は、消費者の要求があれば、一切の費用を請求することなく、製品の交換、欠陥の修理または返品および返金に応じるものとされている。

12.4 違反

消費者保護法では、上述の義務に違反した場合、5,000LE 以上 10 万 LE 以下の罰金を科される。違反が繰り返される場合には、この罰金は倍額とされる。なお、この罰金を科されても、他の法律による制裁や消費者に対する損害賠償義務を免れることはない。

企業の経営者が違反行為を認識していた、または経営者が義務に違反することを求めた結果違反行為が生じたと裁判所が認める場合、当該経営者も同等の制裁を科されることとなる。従業員が、法人の名前で、またはその法人の利益のために違反行為を行った場合、当該法人も連帯して、制裁および損害賠償の責任を負うものとされている。

13. 反ダンピング法および競争法

13.1 反ダンピング

エジプトが加盟国となっている WTO の義務に従って、エジプトは、1998 年に 1991 年第 161 号国際取引における不公正な取引慣行の有害作用からの国家経済の保護に関する法 (Law 161 of 1998 concerning the Protection of the National Economy from the Injurious Effects of Unfair Trade Practices in International Trade) (「反ダンピング法」) を導入した。反ダンピング法は、貿易・産業省に対し、有害な国際取引慣行 (すなわち、助成金制度、ダンピングおよび商品の輸入の不当な増加) の影響からエジプトの国家経済を保護する権限を与えた。その責務には、研究成果の提供、調査および上述の種類的事件の証拠として必要なデータの収集が含まれる。反ダンピング法は、既に貿易・産業省の一連の決定につながっており、それによって反ダンピング対策が採られ、罰金が回収されている。

貿易・産業省は、WTO 加盟国からダンピングの嫌疑を受けている国内の製造者に対する技術支援の提供も担当しており、それらの事件に対する対抗措置の結論を出す権限を有している。

申立人および申立の調査を担当する貿易・産業省等の国家機関は、当事者により証拠として提供される情報の秘密を守らなければならない。

調査開始の前提条件は、(i) 当該製品の国内総生産量の少なくとも 25% に相当する量を製造する国内の製造者によって申立てられていること、および、(ii) 当該申立が、当該製品の総生産量の 50% 以上に相当する量を製造する他の国内の製造者によって支持されていること、である。

上述の例外として、調査機関がダンピング、助成金制度または輸入の不当な増加の存在、その結果としての損害の発生および不当な行為と国内企業に生じる損害との間の因果関係の存在を示す証拠を有している場合において、諮問委員会への申立てを提出し、貿易・産業相の許可を得た場合には、調査機関は、国内企業からの書面による申立てなくして、調査手続きを開始することができる。

上述法律の第 2 章は、申立ての提出の取扱いについて定めており、対抗措置

および調査に適用される。

13.2 競争の保護および独占的慣行の禁止

自由かつ効率的な市場に重点を置いた自由市場経済政策の導入への流れの過程において、エジプトは、エジプト市場における様々な関係者の取引慣行を規制する目的で、2005年第3号競争の保護および独占的慣行の禁止に関する法（Law 3 of 2005 concerning the Protection of Competition and Prohibition of Monopolistic Practices）およびその施行令（「競争法」）を導入した。

競争法は、「競争保護および独占禁止のためのエジプト競争庁」（Egyptian Competition Authority for the Protection of Competition and Prohibition of Monopolistic Practices）（「ECA」）という特別な所轄官庁を設置および規定している。ECAは、反競争的行為の申立てまたは届出に関して、届出の受付、検査、調査および必要な証拠の収集を行う必須の機関である。

競争法は、二つの基準（関連商品と地理的範囲）により定義および解釈される関連市場に関して特定の定義を規定している。関連商品は、代替可能なものとして使用されうる商品として定義され、以下の要素により判断される。

- (1) 商品の用途の類似性。
- (2) 価格の変動その他の競争上の要因により、購入者がある商品を他の商品により代替する可能性。
- (3) 価格の変動により購入者がある商品から他の商品へと移行することに基づき、売主がその他の競争上の要因に関する商業的な決定を行うか否か。
- (4) 市場参入の容易性。
- (5) 消費者にとっての代替商品の利用可能性。

エジプト競争法は、他の多くの国の競争法と同様、域外適用の効果を有している。もっとも、他の多くの国の競争法の傾向とは異なり、エジプト競争法は、市場支配を決するための要素として、25%の市場シェアなどの要素を定めている。

競争法によると、市場支配の基準は以下のとおりとされている。競争法自体は、競争者間で価格を固定する契約または市場を地理的ないし製品毎に分割する契約を締結することや入札や競売において入札を調整することを禁止している。他方で、生産の流れの中で異なる段階にある当事者間での契約の禁止は、条理の法則（rule of reason）および競争法において規定される一定の基準の適用を受ける。

さらに、市場における独占的慣行を防止するため、競争法は、市場を支配する主体が、生産、製造もしくは流通の一定期間の停止や売買契約の不締結につながる行為等の特定の行為を行うことを禁止している。

競争法は、その違反に対して、最低で 10 万 LE、最高で 3 億 LE の罰金という厳しい制裁を規定しており、違反を繰り返す場合には、2 倍になることもある。

当初、競争法は、違反行為の開示につながるリニエンシー制度（情報の提供を行った違反者に対して、罰金の減額を認める制度）についての規定を設けていなかった。しかし、2008 年に、規制当局は、反競争的行為の知識または情報に関する告発者に対し、50%以内で裁判所が決定する額の罰金の減額を定める新しいリニエンシー制度を導入した。さらに、価格固定、市場分割、入札等への参加もしくは不参加の促進または商品もしくはサービスの製造、生産、分配もしくはマーケティングの制限を企図する水平的協定を禁止する第 6 条および需要者と供給者との間の競争の制限を企図する垂直的協定を禁止する第 7 条への違反に関する情報を提供した告発者に対して刑罰を完全に免除する権限を裁判所に与えるという法改正が予定されており、現在草案が作成されている。これは、違反者が刑罰を恐れることなく申し出て、情報および文書を提出することを促すだろう。

14. 知的財産法

2002年に公布された新しい2002年第82号知的財産権法（Intellectual Property Right Law 82 of 2002）（「知的財産法」）およびその施行令である2003年第1366号首相令（Prime Ministerial Decree No.1366 of 2003）および2005年第497号首相令（Prime Ministerial Decree No.497 of 2005）によって、エジプトの知的財産権に対する制度が、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）により設けられた世界的な知的財産権の標準に適合するものとなった。

知的財産法は、四つの分野に分けられ、それぞれ以下について規定している。

- 特許権、実用新案、集積回路のためのレイアウト設計および非公開情報
- 商標、トレードネーム、地理的表示および意匠権
- 著作権および著作隣接権
- 植物品種

以下において、知的財産法における、特許権、非公開情報、意匠権、商業および著作権の保護のための規定およびエジプトが加盟している知的財産に関わる主な国際協定について概説する。

14.1 特許権

知的財産法に基づく特許権は、新規性があり革新的で産業に適用できるあらゆる発明に対して付与される。なお、エジプトにおいて適用されている国際協定にかかわらず、エジプト人であるか外国人であるかに関わらず、WTO加盟国またはエジプトと互惠関係にある国または団体に属し、居住しまたは活動するあらゆる自然人または法的主体は、エジプト特許庁において特許の出願をする権利を有する。エジプト特許庁に提出する出願書類には、専門家が当該発明を実施するための最良の方法を記載した説明など、当該発明に関するすべての情報を開示しなければならない。ただし、それらは、特許の期間中は開示されない。

特許の出願に際して支払う出願料に加え、特許登録の 2 年目から特許権の存続期間の満了までの期間に支払う特許料を支払う必要がある。

外国における特許権の保有者は、当該外国の特許出願の日から 1 年以内にエジプトにおいても当該特許権の出願を申請することができる。当該申請をしない場合には、エジプトにおける特許権保護の権利を放棄したものとみなされる。なお、エジプトは、加盟している多数の国で同時に発明を保護するために国際特許出願を認める条約である特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に加盟している。

特許権者は、エジプトの特許庁への特許出願の日から 20 年間について特許権の保護を受けることができる。特許権は、新しい工業製品、新しい工業工程または既存の工業工程の新しい応用についても適用される。特許権者は発明を実施する独占的な権利を有し、有償または無償で特許権の全部または一部を譲渡することができる。すなわち、エジプト特許庁の特許登録簿に譲渡、担保またはライセンス等の登録をした後、特許権を譲渡または担保を設定することができる。

特許権は、社会秩序もしくは倫理に反するまたは環境、人類、動物もしくは植物の生命もしくは健康に害を与える場合には付与されない。さらに、特許権は、発見、科学的理論、数学的方法またはプログラムおよびスキームにも付与されない。

特許権者は、特許権を実施しなければならず、これを怠ると知的財産法に基づいて、当該発明を実施しようとする者に強制的にこれを実施する許諾権が与えられる強制実施（compulsory licensing）の対象となる。ただし、20 年の特許権の存続期間経過および特許権更新期間後には、特許権者の独占的な権利である専用実施権は終了し、発明は公有のものとなる。

14.2 非公開情報

知的財産法は、非公開情報（undisclosed information）についての保護を規定している。非公開情報は、秘密であって当該秘密によって商業的に価値をもたらすものであり、情報を管理している自然人または法的主体によって当該秘密性を維持するための有効な手段が講じられているものである。

14.3 意匠権

知的財産法は、意匠権についても保護を与えている。意匠権とは、単色であるか複色であるかにかかわらず、あらゆる線の構成またはあらゆる立体物であるとされる。意匠権の構成または形は、新規性のある特別な外観を呈しているべきであり、産業に適用できるものでなければならない。

特許権と同様、エジプト人であるか外国人であるかにかかわらず、WTO加盟国またはエジプトと互惠関係にある国または団体に属し、居住しまたは活動するあらゆる自然人または法的主体は、エジプトにおいて意匠権について出願し登録する権利を有する。出願および登録は、エジプト商業知財取引登録所（Egyptian Trade Registry Department）により規則に従って処理される。

意匠権は、登録申請をした日から10年間の保護を付与され、所定の規則に従い5年間更新することができる。

意匠権の登録により、第三者による、登録された意匠権を使った製品の使用、製造、販売または輸入を禁止することができる。そして、当該独占的な権利は、デザインの所有者が当該製品を市販するか第三者に対して市販する許諾を与えた場合に終了する。意匠権の所有権は、エジプト商業知財取引登録所において、意匠権登録（Industrial Design Register）に譲渡または担保設定の登録がなされた後、譲渡または担保を設定することができる。

14.4 商標

商標は、知的財産法の下、製品やサービスを区別するために用いられ、視覚により認識できる表示であるとされ、具体的には、特徴的な方法で表される名前、署名、単語、文字、数字、デザイン、符号、マーク、標章、図面などまたはこれらの組合せであるとされている。

商業登記局が、知的財産法の規定および規則の定める手続きに従って商標の登録を行う権限を有する。

登録商標の所有者は、出願の日から10年間の保護を受けることができ、商標権者の請求により同一の期間これを更新することができる。商標を登録した上で、登録の日から5年間これを使用した者は、当該商標の先使用者が当該5年

間の中に商標登録の無効を争い、先使用を立証した場合を除いて、商標の所有者とみなされる。

エジプト人であるか外国人であるかにかかわらず、WTO加盟国もしくは加盟団体に関連し、またはWTO加盟国もしくは加盟団体に実際の事業活動拠点を置く自然人または法的主体、またはエジプトを互惠国として扱う自然人または法的主体は、商業登記局において商標登録の出願をする権利を有する。世界的にまたはエジプトにおいて著名な商標の所有者は、エジプトにおける登録の有無にかかわらず知的財産法に従って付与される保護を受けることができる。

さらに、エジプトは1952年より標章の国際登録に関するマドリッド協定(Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)に、2009年9月より当該協定に関連するマドリッド協定議定書(Madrid Protocol)の加盟国である。マドリッド協定議定書は、商標の国際登録に関するマドリッド協定またはマドリッド協定議定書の締約国について、一つの国の世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)の国際事務所に商標を出願することにより複数の国における商標の登録を可能とする議定書である。商標の所有者が、保護を求める締約国を指定した場合には、国際登録を受けることにより指定国官庁が12カ月(または各国の宣言により18カ月)以内に拒絶の通報をしない限り、当該指定国において商標の保護を確保することができる。

商標の所有権は、商業登記局によって商標登記簿に、譲渡、担保設定または売却が登録されていれば、規則の定めに従って、商標に関する営利事業とは独立して譲渡または担保権の設定をすることができる。商標権の所有者は、一人または複数の自然人または法的主体に対して知的財産法および規則の規定に従って登録された当該商標を、すべてまたは一部の製品に使用することを許諾することができる。

14.5 商標権侵害

知的財産法は、第113条により、保護された商標権の侵害について、偽造した商標を国際的に使用した者および他人の所有する商標を自らの商品に付した者に対し、民事および刑事の罰則を定めている。当該罰則は、2カ月以上3年以内の懲役および5,000LE以上2万LE以下の罰金のいずれかまたはいずれも課せられる。

さらに、上述罰則に加え、裁判所は、すべての侵害品の没収および当該侵害に使用された侵害者の施設の 6 カ月以内の期間の閉鎖命令のいずれかまたはいずれかを命じることができる。

また、知的財産法に基づき、管轄裁判所は、当事者の請求により、予防措置を講じるための命令を発することができる。かかる命令により、(i) 保護された権利の侵害の証拠化、(ii) 侵害に使用された機械および装置、権利侵害に該当する商標、資料または地理的記号が付されていた商品、店舗の名称、包装、請求書、通信、広告等について（輸入品については国内に到着し次第）、詳細な調査および報告書の作成および、(iii) それらの商品の差押えの措置を講じることができる。

さらに、商標権侵害は、1997 年第 17 号商法 (Commercial Code No.17 of 1999) (「商法」) 第 66 条に基づき不正競争行為として罰せられる。商法は、商業取引の慣習および規範に違反するすべての行為は不正競争とみなされる旨規定している。不正競争行為には、特に商標権、会社名称および特許権の侵害が含まれる。商標は、不正競争に違反した者に当該行為より生じたあらゆる損害を補償することを義務付けている。このような場合、裁判所は当該損害の除去に加え、補償についての判断をすることができる。

14.6 著作権

著作権は、建築デザイン、演説、舞台作品、音楽著作物、ソフトウェア、写真作品、映画作品、地図およびテレビ放映やラジオ放送される作品の保護に及ぶ。

本の著作権の保護期間については、著者の死後 50 年間である。著者は、詳細を記載した書面による通知により著作権を譲渡することができる。法的主体については、保護期間は第一版の出版から始まる。写真作品および映画作品の分野の一定の状況下においては、保護期間は最初の出版（放映）から 15 年間で終了する。

14.7 国際協定

エジプトは、知的財産権に関連する以下の国際協定を採択している。

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)
- (3) マドリッド協定 (Madrid Convention of 1954)
- (4) ベルヌ条約 (Berne Convention of 1886) (国際司法裁判所の管轄に関する第 33 条については留保を付している。)
- (5) レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約
(Convention for the Protection of Producers of Phonograms against
Unauthorized Duplication of their Phonograms)

15. 産業分野別の法律およびビジネスの概況

15.1 石油・天然ガス

石油および天然ガスの採掘権は、1953 年第 66 号鉱山および採石場に関する法（Law No. 66 of 1953 Concerning Mines and Quarries）に基づいて付与される。当該法令は、エジプト政府、エジプト石油公社（Egyptian General Petroleum Corporation）（石油および天然ガスに関して権限を有する国有企業。1976 年第 20 号エジプト石油公社の設立に関する法（Law 20 of 1976 Establishing the Egyptian General Petroleum Corporation）に基づいて設立）および石油探索会社（以下、15.1 において「**契約者**」）の間で締結された生産分与協定（production sharing arrangements）に基づいて、これを修正したものである。それぞれの利権契約（concession agreement）は、特別法により制定されており、当該利権契約のもとでは、契約者はすべての調査費用を負担することとされている。

15.1.1 探鉱

契約者には利権契約に基づいて、通常 2 年から 4 年の探鉱期間が与えられ、当該探鉱期間は、契約者の選択により 2 年まで延長することができる。利権契約は、当該契約で定義される「商用規模の石油または天然ガスの発見」がない限り、期間の満了により自動的に終了する。もっとも、調査期間中に抗井の掘削または検査が開始された場合、これを完了することができるよう、契約者からの要求によって、利権契約は契約終了日から最大で 6 カ月間延長することができる。

15.1.2 最低任務および費用負担義務

契約者は、各探鉱期間において、最低でも一つの抗井を掘削しなければならない。各探鉱期間において最低任務として掘削すべき抗井の数を超えて抗井を掘削した場合、当該超過部分は次の探鉱期間において最低任務として掘削すべき抗井の数に充てることができる。通常、利権契約の中で、各探鉱期間において掘削されるべき抗井の数が特定されている。

また、契約者は、探鉱段階においては、他の外国通貨に交換可能な通貨によってすべての必要な費用を負担しなければならない。これを可能とするために、

契約者は公式の交換比率でエジプト・ポンドを取得することができる。契約者は各探鉱期間において、それらの費用の負担を義務付けられる。契約者がその最低探鉱費用の支払いを怠った場合、利権契約の終了時においてエジプト石油公社に対して当該未払額を支払わなければならない。

通常、契約者はその最低探鉱費用の未払額の支払いを保証するため、エジプト石油公社の認める銀行保証（当該保証額は契約者の最低探鉱費用の支払いによって減額される。）を設定しなければならない。契約者によって支払われた探鉱費用は、商用規模の発見があった場合、費用償還原油から現物でコスト回収をすることができる（費用償還原油につき、以下 14.1.5 参照）。何らの発見もなされなかった場合、契約者はエジプト石油公社に対して支払った探鉱費用の償還を請求することはできない。最低探鉱費用負担義務は、採掘権の種類によって異なり、また、探索の段階によっても異なる。

15.1.3 エリア調査権放棄

利権契約の中には、当初契約の対象となっているものの、商用規模の発見がなかった場合、契約者がそのエリアの探鉱権を放棄することとなる（自発的なものと義務的なものがある）旨を定めた条項が含まれている。最初の探鉱期間の終了時点において、契約者は、商用規模の発見に基づく開発リース地区への転換がなされなかったエリアの探鉱権を放棄することを求められる。利権契約における放棄の範囲は、入札時の契約者の申し出に基づいて定められる。探鉱期間が延長された場合、延長後の探鉱期間（第 2 探鉱期間）の終了時にさらに探鉱権を放棄しなければならない。残るエリアの探鉱権は第 3 探鉱期間の終了時に放棄されることになる。探鉱期間における費用負担義務を履行している限り、契約者はいつでも自発的にすべてのまたは一部のエリアを放棄することができる。

15.1.4 商用運営

商用規模の発見があった場合、当該発見の日から起算して 20 年から 30 年の間で開発リース権（development lease）が与えられる。開発リース権は通常 20 年で 5 年間延長することができる。石油・エネルギー大臣（Minister of Petroleum）の承認のみによって、何ら追加的法律文書を提出することなく、商用規模の発見があったエリアを開発リース地区に転換することができる。

この場合、エジプト石油公社と契約者が同等の資本割合を保有する運営会社（operating company）を必要最小限の資本金により設立しなければならない。他方、同運営会社は、利権契約の終了または期間満了により清算されなければならない。

運営会社の定款は、利権契約に添付されることとなり、当該利権契約には商用規模の発見から 30 日で、何らの法的手続きを経ることなく、添付された定款の記載に従った運営会社が成立するとの条項を含んでいる。運営会社は会社法の適用を一切受けず、そのため第一次的には定款、株主の承認を受けた規約（bylaws）、および利権契約の条項に従って運営されることとなる。エジプト石油公社が株式を有するにもかかわらず、運営会社は民間の法人とみなされる。契約者は、運営会社の活動に要する資金の調達について責任を負い、運営会社は、毎月必要な資金の予想額（米ドル）について書面で契約者に対して通知しなければならない。

15.1.5 費用償還

契約者は、採掘権を与えられたエリアから産出した原油の一定割合（「費用償還原油」）から費用の償還を受けることができ、当該割合については契約者が入札時に申し出ることとなる。契約者は、すべての費用償還原油を取得し、処分することができる。この費用償還原油の価値が償還されるべき費用の額を超えた場合、契約者は費用償還原油のうち当該超過部分を購入したものとみなされ、エジプト石油公社に対し、原油の市場価格に相当する額を支払わなければならない。原油の市場価格（6 カ月の期間ごとに適用される）は、利権契約において設定され、次のうちいずれか高いほうの価格を元に決定される。

- (i) クレジット条件および他の外国通貨に交換可能な通貨による支払いで、かつ FOB の条件でエジプト石油公社により行われる取引の場合の同等の量の石油の加重平均価格。
- (ii) クレジット条件および他の外国通貨に交換可能な通貨による支払いで、かつ FOB の条件で契約者により行われる取引の場合の同等の量の石油の加重平均価格。

費用償還原油は、生産される原油の 40% までとされている。石油に関する費用償還の原則は基本的に天然ガスにも当てはまるが、異なる点もある。すなわ

ち、天然ガスの探鉱、開発にかかったすべての費用は、開発リース地区から製造された天然ガス、ガス・コンデンサート、天然ガス製品および天然ガス派生製品（石油事業に使用される天然ガスは除く）の 50%から償還される。最初の 12 年間の費用償還天然ガスの量が、その期間における総産出量の 50%を超えない場合、この割合は 1 年から数年程度の間、60%まで引き上げることができる。天然ガスの価格は利権契約に定められた基準に基づいて決定される。

費用償還原油以外の原油については、利権契約の規定に従ってエジプト石油公社と契約者に分配される。通常、利権契約では、かかる原油のうち 80%から 88%をエジプト石油公社に、12%から 20%を契約者に分配すると規定される。また、天然ガスについては 70%から 75%をエジプト石油公社に、25%から 30%を契約者に分配することとされる。

15.1.6 ロイヤリティー

生産された石油の約 10%を、現物または現金の形で（契約者ではなく）エジプト石油公社がその持分の中からエジプト政府に支払う。

15.1.7 税金

契約者には法人税が課され、石油を生産する企業の場合、2005 年第 91 号税法に従って 40.55%の税金が課される。契約者は、帳簿、記録を管理し、納税申告書を提出しなければならない。利権契約により、エジプト石油公社の石油持分には契約者が税金を負担すべき原油の量が含まれていることがあり、この場合エジプト石油公社は契約者が支払うべき税金をその原油の収益から支払うこととなる。エジプト石油公社が契約者に代わって支払ったすべての税金は、契約者の収益とみなされる。契約者の従業員等の個人は、各人の給料の額に基づいて所得税が課される。

15.1.8 関税

広範な関税の免除を受ける権利が利権契約の当事者および契約者、運営会社に勤務する外国人労働者に付与される。契約者およびその下請人が利権契約に基づいて、その運営のために必要とする機械（自動車を除く）は関税の免除を受けられるが、利権契約が終了した場合、それらの機械は再輸出されなければならない。再輸出がなされない場合には、当該機械に対して関税が課

されることとなる。

15.1.9 資産に対する権利

利権契約に基づき、契約者または運営会社の事業に関連して、契約者が取得し所有していたすべての資産は、同契約の終了によりエジプト石油公社の財産となる。

15.2 電気通信

2003年第10号エジプト電気通信法（Telecommunications Law 10 of 2003）（「電気通信法」）は、エジプトにおけるあらゆる形態の電気通信を規制している。「電気通信」という用語は、その性質や有線または無線を問わず、コード、信号、メッセージ、文章、写真または音声を送信または受信するためのあらゆる手段を含むものとして定義されている。電気通信法により、1998年第101号大統領令（Presidential Decree No. 101 of 1998）により、既に設立されていた有線無線通信局（Wire and Wireless Communications Authority）に代わるものとして、電気通信規制局（National Telecommunication Regulatory Authority）（「NTRA」）が設立された。

15.2.1 電気通信規制局（NTRA）

NTRA は、電気通信のあらゆる方法の運営について認可を行う権限を有する機関である。さらに、NTRA は、エジプトにおける電気通信サービスの事業者および提供者に対するガイドラインを策定する権限を有している。2009年第3295号法務省令（Decree No.3295 of 2009）により、NTRA の特定の者には、電気通信法の刑事的な違反行為に関する刑事告発の権限が与えられている。

15.2.2 許認可

電気通信サービスの提供および電気通信ネットワーク事業は、エジプト法により、認可を必要とする事業とされている。認可は、現在使用されている関連する申請書の NTRA に対する提出を受けて、取得されることとなる。これらの申請書では、予定されているサービスを提供するための技術的、経済的および法律的側面からの評価がなされる。NTRA は、追加で要求した書類が提出された日から 90 日を超えない期間内に認可を与えることとされている。認可の中で、

認可を受けた者の義務が決定される。NTRA の事前の書面による同意が得られない限り、認可を受けた者が当該認可を第三者に譲渡することはできない点は重要である。

2003 年第 258 号電気通信情報省（現在は電気通信情報技術省）令は、NTRA に対し、周波数および無線機器の認可の発行に関する単独の権限を付与しており、かかる認可の発行に関する規制を定めている。

さらに、特定の電気通信機器の輸入、製造、組立て、所有または使用には、NTRA から事前に特別な許可を受ける必要がある。かかる許可の発行は、軍、国家安全保障局および内務省の同意が条件となる。2009 年第 34 号国防省令に従い、方角を決めるために使用されるシステム、装置および機器（GPRS）は、通信機器の輸入、製造、組立て、所有または使用に関する規制から除外されている。

15.2.3 国家安全保障

すべての事業者およびサービス提供者は、エジプトの執行機関に対し、認可を受けた電気通信ネットワークへの定期的なアクセスを認め、機器、システム、ソフトウェアおよび通信を含むあらゆる技術的能力を提供しなければならないとされている。このことにより、軍および国家安全保障機関が、法律の範囲内で権力を行使することが可能となっている。さらに、所轄機関は、自然災害、環境災害または 1960 年第 87 号公共調達法（Public Mobilization Law 87 of 1960）による国家総動員宣言の場合において、あらゆる事業者およびサービス提供者のすべての電気通信サービスおよびネットワークをその管理下に置く権限を有している。

15.2.4 罰則および紛争解決

電気通信法は、電気通信に関する特定の行為を刑事罰の対象としており、第 72 条において、あらゆる手段による国際電話の転送を含む特定の行為を NTRA の事前の認可を得ることなく行った場合に懲役および罰金という罰則を課している。

2006 年第 128 号電気通信情報技術省令は、NTRA に対し、電気通信ネットワークを構築する認可を受けた者または電気通信サービスを提供する認可を受け

た者の間で締結された相互接続契約から生じる紛争を解決する権限を与え、その規制を定めている。NTRA は、電気通信ネットワークを構築する認可を受けた者または電気通信サービスを提供する認可を受けた者と、それらのネットワークまたはその一部を利用しようとする他の認可を受けた者の間の紛争を解決する権限も有する。

15.3 保険

15.3.1 総括

エジプトにおいて、保険および再保険の事業は、1981 年第 10 号保険法 (Insurance Law 10 of 1981) およびその施行令 (併せて「**保険法**」) に従って行うことができる。エジプトにおいて行われる保険の事業は、エジプト財務監督局 (かつてのエジプト保険監督局 (Egyptian Insurance Supervisory Authority)) により管理監督される。

自然人および法人は、エジプトに存在する自己の資産または責任について、直接保険契約を締結することは禁止されている (保険法により規制された保険会社との間で締結する場合を除く)。当該禁止規制は、生命保険については適用されない。

保険法の下では、保険事業につき、(i) 個人保険事業ならびに (ii) 賠償責任保険および財産保険事業の二つの分野に分けて規制しており、エジプトの保険会社は、保険法に基づきこの二つの分野のうちのいずれか一つのみを行うことができる。それぞれの事業の内容は以下のとおりである。

- 個人保険
 - 生命保険
 - 資産形成保険
 - 個人傷害保険および長期医療看護保険
 - 賠償責任および財産保険
 - 火災関連賠償責任
 - 陸上、河川、航空および海上輸送関連賠償責任
 - 船舶船体、設備および機械関連賠償責任
 - 航空機体、設備および予備部品関連賠償責任
 - 自動車保険および自動車関連賠償責任

- エンジニアリング関連賠償責任
- 石油
- オールリスク保険
- その他、随時エジプト財務監督局により決定される分野の保険

15.3.2 保険会社および再保険会社の設立

エジプトで営業する保険会社または再保険会社は、株式会社の形で設立しなければならない。最低資本金は 6,000 万 LE の発行済資本金であり、その 50% は設立と同時に払い込まれていなければならない。また、エジプト財務監督局への会社登録の日から 5 年以内に全額が払い込まなければならない。会社法および資本市場法に定められた会社設立に関する条項は、保険法の規定に違反しない範囲で、保険会社に対して適用されることに留意しなければならない。

保険会社については、株式の所有につき制限が課されている。すなわち、自然人または法人（外国法人、エジプト法人を問わない）は、保険会社の発行済資本金の 10%以上を所有してはならないと定められている。ただし、投資大臣に対する事前相談および首相の事前承認を経た場合にはこの限りではない。

会社は設立後直ちに、エジプト財務監督局が要求する書面および情報を提出し、さらに営業許可を得るための出願書類を提出しなければならない。

15.3.3 再保険

保険会社は、エジプトにおける保険事業について、エジプト再保険会社（Egyptian Company for Reinsurance）との間で再保険契約を締結することが義務付けられてきた。しかしながら、エジプト財務監督局によると、エジプト再保険会社がミスル保険（Misr Insurance）と合併して以来、当該再保険維持義務が停止されているようである。同局によると、エジプトの保険会社は、エジプトにおける保険事業の全部または一部について、公営の再保険会社または外国の再保険会社（エジプト財務監督局への登録が必要）との間で再保険契約を締結することができる。

15.3.4 保険ブローカー（保険仲介業者）

保険ブローカーとは、保険法に基づき、報酬、賞与または手数料と引き換え

に、保険会社または再保険会社のために保険契約または再保険契約の締結を仲介する者をいう。保険ブローカーおよび再保険ブローカーの仲介業を行うためには、エジプト財務監督局に登録し許可を得なければならない。

保険法は、仲介業者を自然人として規定しているが、会社が仲介業者として登録された例が複数ある。この場合、当該会社のゼネラルマネジャーの名前を挙げて許可が行われており、彼らは保険法の定める一定の規定を遵守しなければならない。

エジプトにおいて、外国の保険ブローカー会社および再保険ブローカー会社は、賠償責任保険および財産保険につき、仲介業を行う権利を有しない。

15.3.5 駐在員事務所

保険法に基づき、外国の会社は、エジプトに保険駐在員事務所を置くことができる。かかる駐在員事務所は、エジプトにおいて、保険市場調査、広報活動、外国の本店の連絡窓口としての活動のみを行うことができる。さらに、かかる駐在員事務所は、エジプトで営業を行う外国の会社と締結された保険が保証する事故に関連してのみ、問題解決、障害除去および設備の提供を行うことができる。

保険および再保険に関する駐在員事務所は、エジプトにおいて活動を行うには、エジプト財務監督局の承認を取得しなければならない。

15.4 薬事

薬事の分野は、エジプトにおける最も戦略的な分野の一つであり、主としてエジプト保健・人口省 (Ministry of Health and Population) (「MOHP」) によって規制されている。MOHP 内の主たる規制担当機関はエジプト薬事局 (Egyptian Drug Authority) (「EDA」) であり、当該薬事局には薬品に関する規制制度を管理する三つの主要な政府機関が含まれている。それは、中央薬事管理局 (Central Administration of Pharmaceutical Affairs) (「CAPA」)、薬事企画局 (Drug Planning and Policy Center) (「DPPC」) および薬物規制・研究機関 (National Organization for Drug Control and Research) (「NODCAR」) であり、エジプトにおける薬品の登録、使用許可、価格設定を管理している。CAPA および DPPC が EDA の管理機能を補っているのに対し、NODCAR は実

験や生体への利用性の分析、テストを請け負っている。

15.4.1 薬事事業および医薬品の販売

エジプトにおいて薬事事業を規制している法 1995 年第 127 号薬事法 (Law 127 of 1955 on the Practice of the Pharmaceutical Profession) (「薬事法」) によれば、エジプト人または互惠関係の取扱いをエジプトに対して申し出ている国の市民を除いて、薬事事業を行うことは禁止されている。加えて、薬事事業を行う個人および企業は、MOHP および薬事企業連合 (Pharmaceuticals Syndicate) に登録をしなければならない。薬事法は、何が薬事事業に当たるかという点に関し定義規定を置いていないため、注意が必要である。

薬事法は、技術的側面からの薬品の登録規制に加え、医薬品の製造、公的、私的な薬局の設立、その運営および医薬品の貯蔵など薬事事業を行うためのルールや条件を定めている。

薬事法の定めによれば、公的、私的な薬局、薬品製造工場、薬品倉庫および薬品販売代理人は薬事法の適用を受ける薬事機関 (pharmaceutical institution) とみなされる。

薬事法は以下の二つの私的薬事機関、すなわち (1) 病院内の薬局、総合病院、調剤薬局、および患者に薬を処方する権限を有する診療所および (2) 共同組合に付属する薬局を区別して取り扱っている。

薬事法に基づいて権限を付与された営業所を除き、医療用品および医薬品を保持し、販売し、販売の申出をし、取引することは禁止されている。さらに、権限を付与された者でなければ、そのような商品を取引することは禁止されており、それらの商品は前記の権限を与えられた営業所において、前述の権限を与えられた者からでなければ購入することができないこととされている。

薬事法第 75 条によれば、薬品倉庫、薬品製造工場を営む者または薬品販売代理人は、公衆に対し無償で治療薬、薬、化学製品または医薬品類を提供または提供する旨の申出をしてはならないとされている。

薬事法によれば、許可なく薬事事業を行った者は、最長で 2 年間の収監および 200LE 以下の罰金のうち、いずれかまたは両方の刑罰を科される可能性がある

る。さらに、同法によれば許可なく薬事機関を設立し運営した者は、当該薬事機関を閉鎖され、すべての医薬品および治療薬を没収されるだけでなく、1年以上の収監および5,000LEから最高1万LEの罰金のうち、いずれかまたは両方の刑罰が科される可能性がある。

15.4.2 医薬品価格の設定

現在、医薬品の価格設定は2009年9月8日に保健大臣より発せられた2009年第373号医薬品の価格に関する省令（Ministry of Health Decree 373 of 2009 on the Pricing of Pharmaceuticals）（「第373号省令」）によって規制されている。第373号省令は二つの異なる価格設定基準を定めている。一つは、ブランド医薬品または新規開発医薬品に関する価格設定基準であり、もう一つはジェネリック医薬品に関する価格設定基準である。

第373号省令によれば、ブランド医薬品（新規開発医薬品）とは、新たな有効成分により構成されている医薬品、または新たな技術革新により開発された医薬品のことをいう。第373号省令第3条によれば、ブランド医薬品（新規開発医薬品）の価格は、当該医薬品が入手可能な国の中での最低価格からさらに10%以上低い価格とされている。ブランド医薬品のジェネリック医薬品がエジプト保健省に登録された場合、当該ブランド医薬品の価格は毎年2%引き下げられ、国内市場においてのみ入手可能となる。

第373号省令はジェネリック医薬品を、「ブランド医薬品と同様の治療効果のある医薬品」と定義し、その価格設定に関し以下の三つのカテゴリーに分類している。ジェネリック医薬品は新規開発医薬品に比して、以下の割合で低い価格が設定される。

- (1) MOHP の許可を受け、かつ欧州医薬品審査庁（European Medicines Evaluation Agency）、米国食品医薬品局（US Food and Drug Administration）、オーストラリア保健省薬品・医薬品行政局（Australian Therapeutic Goods Administration）、日本の厚生労働省、世界保健機関（WHO）の事前審査または日米 EU 医薬品規制調和国際会議（International Conference on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use）により認証を受けた工場生産された医薬品： 30%

(2) MOHP の許可を受けたその他の工場で生産された医薬品： 40% (このカテゴリーは 2020 年まで有効であり、2020 年にはこの種の工場はすべて国際機関の認証を受けているか閉鎖されているはずである。)

(3) 自社の工場を所有せず、当該医薬品の製造を外部に委託している企業によって生産された医薬品： 60%

第 373 号省令に従って設定された医薬品の価格は 3 年ごと、または平均為替レート (エジプト中央銀行によって発表されるもの。) が 1 年のうちに 15% 以上変動した場合に見直しが行われる。

現在 MOHP は、36 の諸外国における医薬品価格に基づく国際価格設定基準の導入とともに、第 373 号省令に基づく医薬品の価格設定に対する規制の見直しを検討している。

16. エジプトにおける税務

16.1 法人所得税

16.1.1 対象および税率

2005 年第 91 号所得税法 (Income Tax Law 91 of 2005) に基づき、法人所得税は、法人の純利益に対して毎年課される。法人所得税は、エジプトまたは海外で得た収益について、エジプト国内に所在する法人に対して適用がある。また、法人所得税は、エジプト国外に所在する法人が、エジプト国内に恒久的施設を保有する場合、かかる施設より生じる利益についても適用がある。ここでいう法人とは、本店が海外にあっても、支店がエジプト国内にあればよく、株式会社、有限責任会社、合資会社（有限責任社員と無限責任社員の双方が存在する会社）、個人会社、協同組合（法律上免除されているものを除く。）、公的機関（法律上免除されているものを除く）ならびに外国の銀行、会社および組織を含む。法人所得税は、当該法人の監査済み財務諸表における純利益に対して課せられる。

すべての会社に対して通常課される法人所得税の税率は、20%である。ただし、一定の公的機関についてはこれと異なる定めがなされており、また、石油および天然ガスの探鉱および生産会社については税率が 40.55%とされている。

16.1.2 免除

以下の利益については、法人所得税が免除される。

- 省庁および政府機関に生じた利益。
- 2002 年第 84 号非政府組織法 (Non Governmental Organizations Law 84 of 2002) に基づき設立された非政府組織および非政府機関に生じた利益。
- 社会的、科学的、文化的、スポーツの事業に該当する目的を有する非営利組織に生じた利益。
- 1975 年法第 54 号民間保険基金の発行に関する法 (Regarding the Issuance of Private Insurance Funds Law 54 of 1975) に基づき設立された民間の

保険基金に生じた利益。

- 国際条約によって課税を免除されている国際機関に生じた利益。
- 資本市場法に基づき設立された投資ファンドに生じた利益。
- エジプト証券取引所に登録された社債の配当。
- エジプトに所在する法人が保有するエジプト証券取引所に登録された有価証券に対する投資について生じた配当。
- 法人が保有するエジプト中央銀行が発行した有価証券について生じた配当。
- エジプトに所在する法人が保有する他のエジプト所在の法人に対する保有株式について生じた分配および配当。
- 土地開拓事業について生じた利益。ただし、当該会社の事業開始または生産開始から 10 年間の期間に限る。
- 家畜および魚の養殖事業について生じた利益。ただし、当該会社の事業開始から 10 年間の期間に限る。

16.1.3 源泉徴収税

エジプトに所在する組織および法人、ならびにエジプト国外に所在する法人でエジプト国内に恒久的施設を有する者による、非居住者に対するエジプト国内での支払い（利息、サービス料金およびロイヤリティの支払いを含む）は、20%の源泉徴収税の対象となる。ただし、二重課税に関する条約が存在する場合には減額される。

上述の例外として、政府、地方公共団体または他の公共法人が受けた融資および与信についての利息は、源泉徴収税が免除される。加えて、公営企業および私企業についても、融資または与信の期間が 3 年以上の場合には、利息の支払いにつき源泉徴収税が免除される。

16.2 非営利の専門職の利益に対する課税

独立に事業を行っている弁護士、医師、会計士、エンジニア等の非営利の専門職および他の特定の課税の対象となっていないその他の個人は、非営利専門職に対する課税の対象となる。当該課税は、エジプト内での業務から生じた所得のみ対象となる。税率は、以下「16.3 個人に対する課税－給与税」記載の方法に基づく、10%から20%の累進課税となっている。専門職を行うに当たってのすべての必要経費は、他の控除と同様に、純利益の計算に当たって控除することができる。

16.3 個人に対する課税－給与税

給与税は、エジプトに居住する者およびエジプトで提供される業務について海外に居住する者に対して支払われるすべての給与、賃金、手当等に対して課される。時間外労働、ボーナス、諸手当についても、課税される給与の一部となる。給与税の税率は、以下のとおり累進的に定められている。

- 5,000LE およびそれ以下： 免除
- 5,000LE 超 2 万 LE 以下： 10%
- 2 万 LE 超 4 万 LE 以下： 15%
- 4 万 LE 超： 20%

上述の例外として、非居住者が支払いを受けた給与等、および居住者が通常の仕事以外から支払いを受けた給与等については、10%の税率で課税され、費用控除または他の控除の適用はない。従って、エジプトに居住していない従業員は、支払いを受けた給与等につき10%の給与税を支払わなければならない。

16.4 租税条約

エジプトは、日本との間で二重課税に関する条約を締結しており、日本以外にも、アルバニア、アルジェリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ共和国、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラク、イタリア、日本、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マル

タ、北朝鮮、ノルウェー、オマーン、パキスタン、中華人民共和国、ポーランド、ルーマニア、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国およびイエメンを含むさまざまな国との間で、同様の条約を締結している。

16.5 間接課税

16.5.1 印紙税

1980年法第111号印紙法（Stamp Duty Law 111 of 1980）は、固定額と比例課税の2種類の印紙税を規定している。固定額の印紙税は、取締役会議事録、株主総会議事録、一定の裁判書類、海事の取引の文書を含む様々な文書の作成において支払われる。当該印紙税は、文書の各ページに、収入印紙を貼用することによって証明される。比例課税の印紙税は、取引の性質により大きく異なる。重要なものとしては、融資、与信および銀行によって行われるその他のファイナンスに関する取引に対して課されるものがある。法律上、残高勘定に対して毎年0.004%の印紙税が課される。かかる印紙税は、4半期ごとに支払われ、銀行と顧客との間で均等に負担される。投資法に基づき、エジプトで設立された会社は、設立後最初の5年間は、当該印紙税の支払いを免除される。

16.5.2 消費税

1980年法第11号消費税法（Sales Tax Law 11 of 1991）は、製造された商品に対する消費税の課税について規定している。消費税法はまた、サービスの提供に対しても消費税を課している。

税率は、原則として10%である。しかしながら、消費税法は、商品またはサービスの種類によって、原則的な税率に対するさまざまな例外を設けている。例外となる商品には、茶、砂糖、タバコ、アルコール等の商品があり、これらは商品の種類によって税率が定まっている。また、電気製品、自動車、化粧品等のその他の商品についても、異なる税率が規定されている。サービスについては、さまざまなサービスについて税率5%から10%の間で定められている。

17. 環境法

過去数年間、エジプト国民および政府にとって、環境問題は重大な懸案事項となっていた。この傾向は、1994年第4号環境法（Environmental Law 4 of 1994）（「環境法」）自体に明示されているように、天然資源の価値を認知したことおよびエジプト人に一般の福祉を提供するためならびに増え続ける環境公約に起因する。

17.1 環境法

環境法は、関係当局をエジプト環境局（Egyptian Environmental Affairs Agency）に統一することおよび既存の環境立法に優先する包括的な規制を導入することの双方によって、エジプトの環境立法分野を根本的に転換した。

エジプト環境局は、環境法を実施する役割を担い、その自主性を確保するために独立した予算を有している。エジプト環境局は、一般的政策を策定し、環境の保護および促進に必要な計画を準備しそれを実施している。さらに、環境法は、すべての提案されたプロジェクトの許可を取得する過程の一環として、エジプト環境局の指示に従い管轄権を有する関係当局により行われる義務的な環境査察について規定している。

また、環境法は、有害廃棄物処理ならびに大気、水質および土壌の汚染について規定している。

17.2 土壌保護

環境法は、第1章において土壌保護について規定している。新規開発に従事するすべての投資家は、自然人であるか法人であるか、公的存在であるか私的存在であるかに関わらず、施設の建築またはプロジェクトの実行の許可を得るために、環境影響評価（Environmental Impact Assessment）（「EIA」）を実施する必要がある。また、環境法は、デベロッパーに、環境に関する法律の順守について監視する義務を課している。なお、既存の施設の所有者は、すべての新規開発についてEIAを実施しなければならない。

環境法施行令別紙2は、EIAの報告を提出すべき施設の種別を列挙しており、以下のように、四つの異なる基準が設定されている。

(1) 事業組織の活動の種別

事業組織が一定の種類 of 活動を行なう場合、EIA の対象となる。これらの活動には、工業活動、石油の採取、精製、保管及び輸送活動、観光事業者の活動、電力生産および発電活動、採掘および採石、ならびに、環境に影響を与えうるインフラまたはその他すべての事業者の活動が含まれる。

(2) 事業組織の所在地

ナイル川、その支流の流域もしくは海岸、人口過剰の地域、観光地および遺跡発掘現場または自然保護区に事業組織が所在している場合、EIA の対象となる。

(3) 天然資源の枯渇

農地を減少させる可能性のある活動、砂漠化をもたらす可能性のある活動または水質汚濁の可能性のある活動は、いずれも EIA の対象となる。

(4) 事業組織において使用するエネルギーの種類

法律により認められた限度を超える排出を行う原子力または火力発電によって運営している事業組織は、EIA の対象となる。

17.3 有害廃棄物および有害物質

環境法は、有害廃棄物および有害物質の使用、運送、処理および廃棄について詳細な規制を設けている。環境法は、管轄権を有する関係当局からの許可を得ない危険物質および有害廃棄物の取扱いまたはかかる物質を取り扱う施設の建設を禁止している。さらに、有害廃棄物を輸入することまたはエジプト領内への持込みもしくは通過を許可することも禁じられている。また、危険な物質を製造するまたは取り扱うすべての者に、環境被害を防止するために予防策を講じることが義務付けられている。環境法の施行令に従い、有害廃棄物の廃棄の管理は、医療分野の事業を行う企業に委任されている。

17.4 大気汚染

エジプトにおいて大気汚染についての規定は、環境法第 2 章に定められている。

環境法に基づき、大気汚染物質が許容限度を超えないことおよび一つの地域におけるすべての施設からの汚染物質の排出許容限度を超えないことを確保するために、プロジェクトが実行される地域は、当該プロジェクト活動に適した地域でなければならない。環境法施行令は、別紙 2 において排出規制の対象となる事業者を定め、また、プロジェクト実施地域を許可する権限を持つ機関、施設が建設された地域の大気汚染物質および騒音の許容レベルについて定めている。

また、エジプトにおいては、大気汚染抑制のために、排出ガス規制基準、地区規制、農薬の使用制限、騒音制限および放射線許容レベルを維持するための基準などの施策が設けられている。さらに、職場における気温、湿度および喚気の質の制限についても環境法に規定されている。すべての組織（工業分野であるか否かを問わない。）は、活動中の大気汚染物質（燃料等を燃焼することから生じるなど）の漏洩または排出量が、許容範囲を超えないように確保しなければならない。また、最近、放射性物質の大気中への放出を制限する規制が施行された。

加えて、環境法は、環境法施行令に定められた限度を超える排出物を排出する機械、エンジンまたは自動車の使用を禁止している。

17.5 水質汚濁

水質汚濁に関しては、環境法第 3 章に規定されている。環境法は、船舶により生じる水質汚濁および陸地に汚染源を有する水質汚濁という異なる二つの種類の水質汚濁について規定する。

(1) 船舶により生じる水質汚濁

環境法は、油および危険物の水中への排出により生じる汚染について規定する。沖合の油田および他の海洋天然資源の探鉱、採掘または開発をすることを許可された国内外の企業は、抗井の掘削、探鉱もしくは検査、または、エジプトの領海もしくは排他的経済水域における生産により、いかなる汚染物質も排出してはならない。さらに、水生環境に害を与えない安全な方法をとるべきこと、また、排出された廃棄物または汚染物質については、通用している技術的な方法および国際協定の規制に従って取り扱うこととされている。

外国の石油輸送船は、エジプトの港において、船舶による海洋汚染の防止のため

の国際協定(1973-1978) (International Convention for the Prevention of Marine Pollution from Ships) の別紙 1 ルール 3 のすべての要件に従わなければならない。

(2) 陸地に汚染源を有する水質汚濁

すべての施設は、エジプトの領海にいかなる汚染物質をも排出してはならない。環境法第 70 条に基づき、海岸またはその周辺の施設であって、環境法に違反して汚染物質を排出することとなる施設については、建築許可は与えられない。ただし、当該許可申請者が環境影響評価を実施し、水処理設備を提供することを保証して、事業者の操業開始後可能な限り早期に、これを運用する場合には、建築許可が与えられうる。

17.6 海洋環境

環境法は、ナイル川を保護するための規制を設けると同時に、海洋への油および危険物質の漏洩ならびに汚染物および廃棄物の廃棄を含む海洋汚染についても規制している。これらの規制は、エジプトの領海および排他的経済水域にも及ぶ。陸地に起因する海洋汚染については、地区規制が実施されており、またエジプト環境局が汚染者を処分するための執行権限を有する。

天然海洋資源を調査または開拓することを許可された企業または機関は、当該調査または開拓により海洋環境を害するおそれがあることから、エジプト領海に何らの汚染物質も排出してはならないと明確に規定されている。

17.7 その他

環境法は、法令遵守を奨励するために、エジプトにおいて環境に配慮した方法で事業を行う企業にインセンティブを与えている。一方、環境法は、環境法の規定違反に対して罰金および極端な場合には懲役刑を規定している。

17.8 国際協定

エジプトは多数の国際協定および環境条約に加盟しており、批准した 16 の国際協定または環境条約のうち、有名なものとして以下のようなものがある。

(1) バーゼル条約 (Basel Convention on the disposal of hazardous materials)

- (2) 油による海洋汚染に関する 1954 年ロンドン協定の修正および船舶による汚染防止のための 1973 年ロンドン協定に付属する 1978 年議定書
(Convention of London of 1954 as amended, concerning maritime pollution by oil and the Protocol of 1978 attached to the Convention of London of 1973 for the prevention of pollution by ship)

18. 紛争解決

18.1 仲裁

近年、国際的な商取引が増加し、また、その内容もより複雑になっていることから、迅速かつ国際的にも許容される内容の紛争解決の手法が必要となってきた。仲裁は、この目的を達成するために用意された制度であり、エジプトは、仲裁の仕組みがこの30年以上の間に徐々に利用されるようになってきた中東における最初の国である。

エジプトの当事者と外国の当事者の間の契約では、紛争が発生した場合の国際的な仲裁方法について定められるのが一般的である。エジプト破棄院（Egyptian Court of Cassation）は、数多くの事件において、こうした仲裁条項の効力を認めている。エジプトの裁判所は、仲裁条項を尊重し、同裁判所に提起された手続きを保留するのが通常である。仲裁手続きは、当事者が選択したいかなる仲裁規則によることも可能である。エジプトの当事者と外国の当事者との間の契約において最もよく用いられている仲裁規則は、国際商工会議所（ICC）の仲裁規則である。国際商工会議所の仲裁規則に基づく仲裁手続きは、エジプトの国内または国外のいずれにおいても実施することができる。

広く利用されているエジプト国内の仲裁組織は、国際商事仲裁カイロ地域センター（Cairo Regional centre for International Commercial Arbitration）（「カイロ地域センター」）である。カイロ地域センターでは、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則が適用される。エジプト法では、カイロ地域センターで仲裁を行わなければならないという制限やエジプト国内で仲裁を行わなければならないというような制限はない（ただし、例外として、技術移転契約ではエジプト国内での仲裁が義務付けられている）。

1994年第27号仲裁法（Arbitration Law 27 of 1994）（「仲裁法」）により、エジプトの仲裁手続は、国際商事仲裁におけるUNCITRALのモデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）（エジプトは、多くの部分についてこのモデル法に拠っている。）の内容により近づいたものとなっている。同法が仲裁に関する一般的な法令となっており、これによりエジプトにおける国際的な仲裁手続およびその強制執行が行われるようになってきている。また、同法は、仲裁手続における専門家の選任手続についても定めている。

仲裁法は、仲裁判断の取消し事由について定めている。取消し事由のうちのいずれかの事由が存在する場合、当事者は仲裁判断の通知から 90 日以内に、仲裁判断の取消し手続きを開始することができる。しかし、取消し事由が存在する場合も、ごく一部の例外（例えば、詐欺の明らかな証拠がある場合）を除き、仲裁判断に基づく強制執行が妨げられることはない。

仲裁判断に基づく強制執行を申し立てる際には、仲裁判断の原本または認証付謄本、仲裁に合意した契約書の写し、仲裁判断がアラビア語以外の言語による場合には当局による認証付きのアラビア語の翻訳、および、エジプトの管轄裁判所（通常はカイロ控訴裁判所（Cairo Court of Appeal）に仲裁判断相当額の担保金を提出したことを証する書面の写しを提出する必要がある。以上のとおり、仲裁法は、仲裁の基本的な枠組みおよび仲裁判断に基づく強制執行について定めている。

18.2 外国の仲裁判断の強制執行

エジプト国外で行われた仲裁による仲裁判断は、エジプトが加盟する国際条約の及ぶ範囲で行われた場合、または、仲裁法の定める要件を満たす場合には、エジプト国内において強制執行することができる。

エジプトが締結している条約には次のものがある。

- 1958 年外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約（New York Convention of 1958 on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards）
- 1965 年国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関するワシントン条約（Washington Convention of 1965 on the Settlement of Investment Disputes between States and the Nationals of other States（ICSID Convention））
- 1974 年アラブ諸国と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（Convention of 1974 on the Settlement of Investment Disputes between the Arab States and the Nationals of other States）

これらの条約では、ある国における仲裁判断は、(i) 当事者が仲裁に合意していることを証する書面があり、(ii) 仲裁判断に基づく強制執行を行おうとする国において、当該紛争の内容が、仲裁の対象として認められており、(iii) 仲裁判断の内容が公共の政策に反しない場合には、他の国においても強制執行することができる」とされている。他方、国際条約の適用がない場合には、エジプトで外国の仲裁判断に基づく強制執行を行うには、仲裁法の要件を満たすことが必要である。

また、エジプトは、数多くの投資保護条約を締結しており、その多くは、紛争解決の仕組みとして仲裁について定めている。投資保護条約は、日本をはじめ、ベルギー、ルクセンブルグ、フランス、ドイツ、ギリシャ、イラン、イタリア、レバノン、モロッコ、オランダ、ルーマニア、スーダン、スイス、英国、米国、ユーゴスラビアなどの国との間で締結されている。エジプトが締結している投資条約の数は増加している。

仲裁法では、仲裁判断に基づく強制執行を行うには次の要件を満たす必要があるとされている。

- 当該紛争の争点に関するエジプトの裁判所による判決と矛盾していないこと。
- エジプトの公の秩序または政策に反しないこと。
- 債務者が仲裁手続きについて適正な通知を受けたこと。

18.3 外国裁判所の判決の執行

エジプトで外国の判決の強制執行を申し立てるには、執行判決 (exequator) を得ることが必要である。執行判決を得るには、当該外国の判決の当事者による通常の訴訟提起の手続きが必要である。エジプトの裁判所による執行判決を得るには、以下の要件が満たされる必要がある。

- 互惠主義： 当該外国判決が言い渡された国において、エジプトの裁判所による判決を強制執行することができること。
- 判決を言い渡した裁判所の適格性： 外国の裁判所が、紛争に対する管轄

権を有しており、エジプトの裁判所が当該紛争に対する排他的管轄権を有していないこと。

- 適正手続： 紛争の全当事者が適正に通知を受け、適正に代理されたこと（公平の原則に反しないこと）。
- 終局判決： 当該判決が既判力を有する終局判決であること。
- 判決の抵触： 判決が、エジプトの裁判所による既存の判決と抵触せず、当該強制執行がエジプトにおける公の秩序または道徳に反しないこと。

エジプトは、アラブ連盟条約（Arab League Convention）の締結国であり、この条約では、締結国間の判決の強制執行が認められている。

（報告書作成委託先現地法律事務所：東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）および HELMY, HAMZA & PARTNERS（ベーカー&マッケンジーインターナショナルのエジプト・カイロ事務所））